

下川町議会白書

(令和5(2023)年 定例会版)

(会期：令和5年5月9日～令和6年4月30日)



北海道上川郡下川町議会

令和6年6月発行

目次

はじめに	3
1. 議会活性化の取り組み	4
2. 通年議会制の導入	7
3. 議会基本条例等の改正の経過	10
4. 令和5年下川町議会定例会の活動について	15
(1) 議会及び議員の活動目標並びに自己評価	15
(2) 各種会議開催状況	22
(3) 審議した議案と各議員の賛否	28
(4) 一般質問の実績	41
(5) 文書質問の実績	43
(6) 総務産業常任委員会の所管事務調査の実施概要	44
(7) 下川町議会脱炭素推進調査特別委員会における調査の実施概要	56
(8) 広聴広報活動（広聴広報報特別委員会）	60
(9) 一部事務組合（消防・衛生施設）議会	63
◆上川北部消防事務組合	63
◆名寄地区衛生施設事務組合	64
(10) 下川町議会諮問会議の設置	66
(11) 視察対応	68
5. 資料編	69

はじめに

下川町議会は、令和3年3月10日開催の令和3年第1回定例会において、「**下川町議会基本条例**」を全会一致で可決しました。

下川町議会基本条例の第18条では、

- ・議会及び議員の活動内容を公表し、議会活動の活性化を図ること。
- ・議会の活動状況を議会白書としてまとめ、1年ごとに公表すること。
- ・議会活動を自己評価し、その結果を1年ごとに公表すること。

と規定されており、本議会白書はその規定に基づき発行するもので、令和4年5月に「令和3年定例会版」として初めて発行をいたしました。今回は下川町議会基本条例制定後、3回目の発行となります。

「下川町議会基本条例」制定時の根底にある理念は、第29条で規定している「町民とともに育てる条例である」にあります。下川町議会として適切な情報公開を行いながら、町民の声に耳を傾け、意見や要望の把握に努め政策立案・提言などを積極的に進めていくことが必要であり、それらを実行していくためには町民のご理解とご協力を得ることが大変重要になってきます。

以上のことから、議会及び議員の活動内容や活動状況をまとめ、これらを公表し、町民の声を反映させていくことで、議会の活性化と町民福祉の向上に結びつけていきたいと考えています。

そのため本書では、基本条例の目的が達成されているかの検証や議会活動・議員活動の評価を実施し、また、1年間の議会活動についての記録を取りまとめています。

本書が、町民皆さまの議会活動に対する理解の一助となることを強く願うものです。

1. 議会活性化の取り組み

下川町議会では、平成 27 年度以降、①議会の機能充実、②議員の政策能力の向上、③議会の見える化を柱として、議会活性化の取り組みを進めてきました。

その取り組みの経過及び内容は、以下のとおりとなっています。

・議会活性化の取り組みの経過

年	月	議会の機能充実	議員の政策能力の向上	議会の見える化
H27	7	白老町議会視察(議会活性化)		
	8		全員協議会の活用開始	
	9		一般質問答弁要旨を当該議員に配付開始	一般質問 DVD の設置開始 (町民会館図書室) ※録画配信導入に伴い令和 5 年 9 月定例会議をもって廃止
	10	常任委員会の複数制及び通年議会を検討 (中川町、豊浦町、西興部村視察)		
	12	「下川町議会の議決すべき事件に関する条例」で総合計画の基本構想に加え基本計画を加える		
H28	2	町民意見交換会(井戸ばた会議)開始 (全 12 回開催)		
	4		政務活動費の廃止(所管事務調査へ)、議会図書の充実を図る	
H29	3	自治基本条例改正案を策定し、町に提示		
	9			インターネットを活用したライブ中継・録画配信を開始 ※ライブ中継は平成 30 年第 2 回定例会まで
H30	6			議会モニター(定数 6 人)制度開始 広聴機能を充実するため、広聴広報特別委員会(議長を除く委員数 7 名)に変更
	12	政策提言書を提出		

H31/ R1	3	議選監査委員の廃止		
	6			議会モニター委嘱
R2	3	答弁事項進捗状況調査制度開始		
	6		全員協議会(町長依頼)による議案等の事前説明開始(定例会に向けた論点整理)	議会モニター委嘱

以上のほか、更なる議会活性化の取り組みとして、令和2年第4回臨時会（7月30日開催）において、議員発議により「下川町議会活性化等調査特別委員会」を設置しました。

特別委員会設置の目的は、

- ①議会活性化に関する調査
- ②議会基本条例に関する調査 となっています。

「下川町議会活性化等調査特別委員会」においては、議会活性化の基本指針となる「議会基本条例」の制定に向けた取り組みを基本に進め、議員間討議や有識者による講演、町民との意見交換を実施し、また条例素案への2回のパブリックコメントを経て、令和3年3月定例会において、「**下川町議会基本条例**」を制定し、現在は、その条例に基づき議会活性化に取り組んでいます。

議会活性化等調査特別委員会の活動は以下のとおりとなっています。

・下川町議会活性化等調査特別委員会活動内容

回	開催日	活動内容
1	令和2年7月30日	基本条例制定に向けての進め方について協議 など
2	令和2年8月6日	進捗状況、条例原案を提示し情報共有と審議 など
3	令和2年8月21日	作業工程の確認、重要事項項目の審議 など 議会モニターとの意見交換（4名参加）
4	令和2年9月17日	中間報告、委員間討議 など
5	令和2年10月2日	法政大学 廣瀬克哉教授の講話
6	令和2年10月13日	芽室町議会からの情報収集 など
7	令和2年10月23日	北海道大学 神原勝名誉教授の講話 など
8	令和2年11月26日	パブリックコメントの実施 など
9	令和2年12月4日	通年議会について など
10	令和2年12月11日	パブリックコメントに対する議会の回答 など
11	令和2年12月23日	中間報告 など
12	令和3年2月3日	基本条例提案に係る関係条例等について など

13	令和3年 2月 16日	基本条例提案に係る関係条例等への意見について など
14	令和3年 3月 2日	パブリックコメントの実施 など

また、令和3年3月10日開催の令和3年第1回定例会において、議会活性化等調査特別委員会での検討を経て、議員発議により新規制定、又は一部改正された条例は、

- ・下川町議会基本条例（令和3年3月17日条例第1号） ※新規制定
- ・下川町議会会議条例（令和3年3月17日条例第2号） ※新規制定（旧規則廃止）
- ・下川町議会傍聴条例（令和3年3月17日条例第3号） ※新規制定（旧規則廃止）
- ・下川町議会諮問会議設置条例（令和3年3月17日条例第4号） ※新規制定
- ・下川町議会委員会条例（令和3年3月17日条例第5号） ※一部改正

となっています。

2. 通年議会制の導入

通常の地方議会の招集は、地方自治法上では普通地方公共団体の長(知事、市町村長)が告示により行い、また、議会の会議は、定例会・臨時会の区分により行われています。その会議を実施できる期間を会期といい、会議の始めに議決により決定されます。この定例会・臨時会における会期は、集中的に議会を開催する運用を想定して定められています。

平成 16 年 5 月に地方自治法の一部改正が行われ、議会制度の関係では、定例会の回数に係る制限^{※1}が撤廃され、毎年、条例で定める回数を招集しなければならないこととされました。

通年議会制とは、改正された制度の運用方法を工夫して、定例会・臨時会の区分をなくし、通年にわたり会期を設定して、いつでも議会を開催できる状態に置く制度として始められました。

平成 24 年 9 月 5 日公布の地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）では、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について改正が行われています。

議会制度の見直しに関する事項では、

①議会の会期制度

地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

②議会の招集手続

議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

③議会運営

委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法で定めていた事項（例：常任委員は会期の始めに議会で選任）を条例に委任する。

④議会の調査権

本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

⑤政務活動費

政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。

これらの事項が新規に追加、または改正となっています。

また、以上の法改正により、これまで既存制度の運用で実施されてきた「通年議会制」が法

律上の制度として位置付けられることとなりました。

改正後の地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施されるのは、「通年の会期制」と言われるもので、条例で 1 年の会期を設定して実施されるものとなり、定例会と臨時会の区別がなく、条例で定める日から当該日の前日までを規定するものです。また、同条第 6 項の規定により、定期的に会議を開く日も条例で規定する必要があります(毎月●日など)。

下川町議会で採用している制度は、「通年議会制」で、定例会の運用に工夫を加えることで実施しているものであり、条例で定例会の回数を年 1 回と規定して(下川町議会会議条例第 6 条)、会期については、1 年または 1 年に近い期間を議会の議決により決定して運用する方式となっています。

下川町議会では、令和 2 年度までは、暦年で 1 年間に定例会を 4 回(3, 6, 9, 12 月)開催し、その他に開く場合を臨時会として開会しておりましたが、下川町議会基本条例第 8 条の規定により通年会期として、令和 3 年 5 月 7 日開催の「5 月臨時会議」より、「**通年議会**」を開始し、会期を令和 4 年 4 月末までとする議決を行いました。

以後は、5 月 1 日開会を基本として、約 1 年間の会期を議決して、議会活動を行っていくこととなります。この 1 年間は、町長の招集によらなくても、議会(議長)の判断で会議を開くことが可能となります。

以上のことから、令和 5 年下川町議会定例会は、令和 5 年 5 月 9 日から令和 6 年 4 月 30 日までの 358 日間を会期として開催いたしました。

また、通年議会制となると、町長が議会の議決によらず専決処分できる制度としてある、地方自治法第 179 条による「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という部分が限りなく少なくなることが想定されます。

しかし、議会運営及び行政執行の迅速化や合理性をさらに担保するために、軽易な事項について、時間を置かずに迅速な解決を図る必要があるものや、災害等への対応等を含めて当然に必要となる事項に関しましては、議会の委任により町長が専決処分できるように、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 7 日に次のとおり議決をしています。

注) ※1 従前は、昭和 31 年の地方自治法改正時において「定例会の回数は毎年 4 回以内で条例で定める回数」と規定しており、下川町議会定例会条例(昭和 22 年下川町条例第 12 号)では、「下川町議会の定例会は、毎年 4 回これを開くものとする。」と定めていました。この条例は、下川町議会基本条例の制定時に合わせ廃止されています。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定

(令和 3 年 5 月 7 日議決)

- 1 1 件 1,000,000 円以下の法律上の町の義務に属する損害賠償の額を定めること並びに歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 1 号)第 2 条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、その額が 5,000,000 円を超えない範囲で変更すること。
- 3 災害及び突発的な事故並びに感染症防止対策により、応急的に必要となる歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 4 会計年度末における日切れ扱いの地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
- 5 解散及び欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。



3. 議会基本条例等の改正の経過

議会活性化の一環として新規制定等を行った条例や既存条例については、常に検証等を実施しながら改正等を行ってきています。

以下に各条例の改正経過について詳述します。

* 下川町議会基本条例（令和3年3月17日条例第1号）

①令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日条例第2号に基づく修正）

改正の箇所：第19条第4項中「町長」を「町長等」に改めました。

改正の理由：一般質問に対する反問権について、当初は町長のみにはしか認めていませんでしたが、条例制定の趣旨や論点・争点をより明確にしていく観点から反問権行使の対象者の拡大をするために改正を行いました。

②令和4年定例会3月定例会議（令和5年3月20日条例第9号に基づく修正）

改正の箇所：第3条に1項（第7項）を追加しました。

改正の理由：令和3年の個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関し全国的な共通ルールが規定されることとなり、それらの状況に合わせて、議会基本条例に個人情報の取り扱いに関する事項を規定するために一項を加えたものです。議会基本条例は、議会運営の最高規範であり、個人情報の取り扱いに関しても、議会としての姿勢を対外的に明らかにし、その理念を規定する必要があること、また、第3条に規定する議会の活動原則の一つとするために改正を行いました。

* 下川町議会会議条例（令和3年3月17日条例第2号）

①令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日条例第3号に基づく修正）

改正の箇所：i 第2条第1項中「事故等」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由」に改めて、同条第2項中の「事由」を「理由」に改めるとともに、同項に「ただし、当該理由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。」のただし書を加えるとともに、次の各号を加えました。

- (1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等
- (2) 議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養
- (3) 町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養
- (4) 議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会

議及び行事等に参加した際の事故による療養

(5) 行政視察に参加し、その際の事故による療養

(6) 災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養

(7) その他議長が特に認めたもの

- ii 第2条第3項の出産のために出席できない規定に関し、「日数を定めて」を具体的な日数として、「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めました。
- iii 第92条第1項中の請願書の記載事項に関し、個人又は法人の住所又は所在地とするとともに、「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。」とする改正をしました。
- iv 議員の辞職に関して、第101条第3項を削除し、第102条第2項中「及び第3項」を削る改正をしました。

改正の理由：この条例改正は、全体として町村議会における議員のなり手不足が喫緊の課題となっていることから、時代背景に即して次代の議員が活動しやすい環境を整える観点などから所要の改正を行うことを目的としています。次に各項目毎に詳細の理由を記載します。

- i 男女議員ともに議員活動と家庭生活を両立させる観点から、その象徴となる欠席理由の例示規定を追加するものです。また、欠席の届出の除外理由の規定を第1号から第7号まで追加するもので、公務での事故による療養などについては欠席等の届出は必要ない旨を規定するものです。
- ii 女性が議員として活動するための諸要因に配慮するとともに、出産に係る母性の保護に関して産前・産後の欠席期間を明らかにする規定を追加するものです。具体的な期間に関しては、労働基準法第65条の産前産後に関する規定を参酌して、産前は出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間とし、産後は翌日から8週間を経過するまでの範囲内とする内容としています。
- iii 改正前は、請願者の押印を一律に義務付けしていましたが、請願者の利便性の向上を図るため、近年の脱ハンコを鑑みて、請願者が自署している場合は押印を不要としました。
- iv 議員辞職の手続きについて規定している条項に関し、下川町議会は「通年議会」としており、年間通じて会期中のため「閉会中」の概念が

基本的にはないことから、必ず会議を再開して許可をする必要があるため、文言整理を行ったものです。

②令和 4 年定例会 3 月定例会議（令和 5 年 3 月 20 日条例第 11 号に基づく修正）

改正の箇所：第 63 条中の「表決の方法についての発言」の次に「並びに議長が特に必要があると認める発言」を加えました。

改正の理由：議会基本条例第 9 条で正副議長の選出において所信表明の機会を設けることが規定されており、また、議会会議条例第 31 条第 1 項では、所信表明は、議場で行うと規定されております。

議場で実施する場合に、これまでの議会会議条例第 63 条の規定では、選挙宣告後は、何人も発言を求めることができないことになっていることから、所信表明の発言をすることができないこととなるため、所信表明の発言を行うことができるように改正を行いました。

＊下川町議会傍聴条例（令和 3 年 3 月 17 日条例第 3 号）

※改正は行っていません。

＊下川町議会諮問会議設置条例（令和 3 年 3 月 17 日条例第 4 号）

※改正は行っていません。

＊下川町議会委員会条例（令和 3 年 3 月 17 日下川町条例第 5 号）

※改正は行っていません。

＊下川町議会会議条例等運用例（令和 3 年 4 月 30 日議会訓令第 1 号）

提案の会議：令和 3 年 4 月 26 日第 7 回議会運営委員会で制定案の協議

制定の理由：下川町議会基本条例（令和 3 年 3 月 17 日条例第 1 号）及び下川町議会会議条例（令和 3 年 3 月 17 日条例第 2 号）の新規制定に伴い、令和 3 年 5 月から通年議会を開始するにあたり、会議の運用方法の見直しを行ったことから、改めて運用例として制定しました。

①令和 4 年 3 月 2 日第 28 回議会運営委員会で改正案の最終協議

（令和 4 年 3 月 24 日議会訓令第 1 号で改正）

改正の箇所：第 38 条第 2 項中「会議日ごと」を「審議を要する期間ごと」に改めました。

改正の理由：第 38 条第 2 項は、会議における会議録署名議員の指名方法が規定されております。その指名の方法として、制定当初は「会議日ごと」と規定したところですが、当議会では通例で“会期ごと”に行われていましたので、その方法に準じて指名の方法を「審議を要する期間ごと」に改めました。

*** 下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和 4 年 12 月 9 日条例第 21 号）**

提案の会議：令和 4 年定例会 12 月定例会議（令和 4 年 12 月 12 日 会議案第 8 号）

制定の理由：下川町議会において通年議会が始まり、今後ますます議員としての職責及び議会への町民の信頼の確保を図っていくことが重要になってきます。そのため、その一端として、議員報酬等の支給のあり方について、減額や停止等について「特例条例」を新規制定することで明確化する必要があることから検討を重ねてきました。

議員が長期にわたり欠席した場合、その欠席した期間における議員報酬のあり方を規定した法律はなく、また長期の欠席を余儀なくされた議員が、議員報酬を辞退する、または返還することは、公職選挙法に規定される寄附行為に該当するため禁止されております。このことから、報酬等の支給方法に関し、議会改革の一つとしてこの条例を制定するものです。

*** 下川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年 3 月 20 日条例第 10 号）**

提案の会議：令和 4 年定例会 3 月定例会議（令和 5 年 3 月 16 日 会議案第 11 号）

制定の理由：令和 3 年 5 月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正される「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報保護制度の官民一元化が主な内容となっています。しかし、議会は、「国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの」とされました。従来、下川町を含む各地方自治体で制定されていた従来の個人情報保護条例では議会も対象とされおり、令和 2 年 12 月の内閣官房による個人情報保護制度の見直しに関する最終報告では、「引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれる」としています。

このことを受け、下川町議会においても、個人情報保護を図る観点から制定について検討を重ねてきた結果、個人情報保護の条例を新規制定す

ることとしたものです。

***下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例**

(昭和31年12月24日条例第44号)

①令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日条例第1号に基づく修正）

改正の箇所：第6条第1号中の「100分の160」を「100分の152.5」に改め、同条第2号中の「100分の160」を「100分の152.5」に改めました。

改正の理由：同定例会議に提案されている特別職の期末手当の引き下げと同様に、期末手当支給月数を0.15か月引き下げて、年間の支給月数を3.05か月分と改正しました。

②令和4年定例会12月定例会議

(令和4年12月19日条例第22号に基づく修正)

改正の箇所：第6条第1号中の「100分の152.5」を「100分の220」に改め、同条第2号中の「100分の152.5」を「100分の220」に改めました。

改正の理由：従前の議員の期末手当は、健全財政の堅持や総合的な行財政の見直しのため低い水準となっていましたが、議員報酬の支給環境を整えることにより、意欲と責任を持つ多くの次代の担い手が参画し、充実した議員活動を遂行できる環境を整える必要があることから、一般職員の支給月数を参考として支給月数の改定を行いました。

また、併せて、同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に0.1か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間4.4か月としました。ただし、今回の本則の支給月数の改正は、次代の担い手のために実施するものであることから、附則で、当年度の期末手当の支給月数に限っては、従前の支給月数に0.1か月分を引き上げし、年間3.15か月とすることを規定しております。

③令和5年定例会12月定例会議

(令和5年12月21日条例第20号に基づく修正)

改正の箇所：第6条第1号中「100分の220」を「100分の225」に改め、同条第2号中「100分の220」を「100分の225」に改めました。

改正の理由：同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に0.1か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間4.5か月と改正しました。

4. 令和5年下川町議会定例会の活動について

「令和5年下川町議会定例会」は、令和5年5月9日から令和6年4月30日までの358日間を会期として開会しました。

(1) 議会及び議員の活動目標並びに自己評価

下川町議会基本条例第29条第2項では、「この条例の目的が果たされているか、議会運営委員会において1年ごとに検証」することが規定されております。本規定では、その検証と、令和5年8月発行の議会だより(第201号)に掲載された議会及び各議員の取り組み目標に対する自己評価について記載しています。

また、併せて、令和6年下川町議会定例会における、議会及び議員活動目標についても記載しております。

*下川町議会基本条例第29条第2項に基づく議会運営委員会の検証

令和5年4月に執行された町議会議員選挙において無投票当選となった、現職議員5名と新人議員2名の7名の新体制の下、町民に分かりやすく開かれた議会を目指して広聴広報活動を積極的に行ってきた。多くの町民から一定程度の評価を得たものと認識しているところであるが、今後はより一層取り組みの充実を図って行く必要がある。

議員として活動しやすい議会環境の整備や議会改革の推進として、LINEWORKS の導入やタブレットを議場、委員会室へ持参可能にするなど3月定例会議から実施した。

一般質問における議論の深化については、議員各人の努力だけでなく、議会としての取り組みについても検討をする必要がある。また、前期で制定できず今後の課題とされた「議員の政治倫理」、「通報者の保護等」について、令和5年定例会期間で調査等の作業ができなかったため、新しい制度の導入を検討している「議会モニター」と併せて調査していく必要がある。

※議会基本条例の目的が果たされているかの検証を実施することが規定されております。

この検証は、1年ごとに行います。

＊議会としての取り組み（令和５年）

目 標	評 価
○親しみやすく接しやすい議員・議会活動を目指して井戸ばた会議等の広聴広報活動の充実を図る。また、行政と議会が車の両輪となって町と町民の皆さんのための政策提言の実現を目指すとともに、「議員のなり手不足解消」に向けてリモートを含めた議員研修など検証と研究を進める。	・広聴活動の充実を図るため、従来の「井戸ばた会議」からテーマ自由・出入り自由な「議員とフリートーク」を３回実施し、町民が抱える課題の把握と解決に一定程度繋げることが出来たと思われる。また、参加者の要望に応え午前と午後の２部制に変更したことで参加人数が増え成果があった。今後は町民サークル、団体等への訪問など拡充の検討が必要である。 ・「議会だより」の紙面充実と町民へのタイムリーな情報提供に向けた「かわら版」を発行し、積極的な広報活動の推進が図られた。 ・一般質問などで政策提言した事項が条例改正などに反映されるなど一定の成果があったものの、資質・提言力の向上のために更なる研修が必要である。 ・「議員のなり手不足の解消」に向けた取り組みのとして、各議員にタブレットを貸与し、リモート会議の試行などを実施した。また、LINEWORKS の導入により素早い情報共有が可能となった。これらの使用法の工夫を求めている。

*議員としての取り組み（令和5年）

	目 標	自 己 評 価
我孫子議員	○理事者との協議や、町内外で議会を代表する場面において、自覚と緊張感を持って臨む。 ○町の最終意思決定機関として責任を果たすため、委員会審査での議員間討議や議会活動の活性化に取り組む。 ○持続可能なまちづくりに向けて、幅広く情報収集を行い、町政に反映できるように取り組むとともに、議会活動についての情報発信や町民との意見交換を行う。	●議会と理事者の新しい関係を意識した活動に心がけた。 ●議会活動の活性化という目的を意識しつつ、議員間討議の活性化を促進した。 ●町内外の様々な式典・会合等に参加し、各機関および参加者との意見交換を行うことはできたものの、議会活動に関する情報発信、町民との意見交換は改善が必要である。
桜木議員	○親しみ易く接し易い議員活動を常に心がけて、町民の皆さんの声を町政へ届け、地域の課題が少しでも解決するように努めるとともに、住民サービス向上のため円滑な町政運営が行われるよう行政と議会の潤滑油的役割を果たしていく。	●親しみやすく接し易い議員活動を通じた地域課題の解決 ・地域の課題把握と解決に向けて「議員とフリートーク」を始め、各種研修会、各団体の総会などに積極的に参加する中、町民からの意見や要望などの把握を行い、速やかな対応に心がけて諸々の課題解決に繋げることができた。 ●住民サービス向上のための円滑な町政運営を目指した議員活動 ・福祉医療施設等における人材不足など、行政内部の実態や課題の把握を行い、住民サービス向上に向けた一般質問により、理事者の前向きな答弁を引き出すことはできたが、具体的な施策の実現など十分な成果にはまだ繋がっていないと感じている。 ・行政との情報共有や相互理解と議員間での意見交換等を積極的に行い、住民サービスが滞ることがないように、行政へのチェック機能を果たしながらも円滑な町政運営を図るための役割を一定程度果たすことができた。
奥崎議員	○町民と行政、双方の声や思いを橋渡しできるように努力していく。 ○よりよいまちづくりのために、議員として何ができるのか考えながら、学び、行動していく。	●様々な情報や下川の現状をもっと知る必要があった。多くの人との対話が足りていなかった。 ●議員研修やほかの市町村の取り組みなどを参考にしながら、少しずつではあるが学ぶことができた。

	目 標	自 己 評 価
小 原 議 員	○総務産業常任委員長として、適切な委員会付託の審査とその経過が町民にも伝わるような委員長報告の内容とする。 ○積極的に審議に参加し、審議や理解が深まるような行政との審査・審議をしていく。	●委員長報告の内容をできる限りわかりやすくしたいと努めたが、詳細に報告することは紙幅の関係もあり中なかかなわなかったが多かったが、文章の表現や伝え方は委員の積極的な参加もあり文言の精査に時間を十分にかけることができた。 ●本会議をはじめ協議会や特別委員会などにおいて疑問に思ったことを解消するよう議論に参加した。
中 田 議 員	○町民目線、素人感覚を忘れることなく議員間討議を深め、町政について監視、批判、評価を行う。 ○持続的なまちづくりのために町民の意見の把握、先進事例の調査研究に努め、政策提言を行う。 ○農業、林業を基盤として産業全体の活性化、町民の暮らしの安定、後継者・担い手育成に取り組む。	●先進事例の調査研究により提言を行うことは実現できている、と思う。町政についての監視、批判は引き続き向上させていかなくてはならない。農業以外の林業、商工業については監視、批判はできたが提言は不十分だった。今期は町民の声を聞き“X”（旧Twitter）による発信を開始、議員になってから始めたメルマガは240号を超えた。
大 西 議 員	○冬の快適な生活を維持するため、高齢者などの生活弱者の声を拾い、町の除雪体制の改善を図るための提案を行う。 ○町民が安心安全な生活を送れるように風水害に対応した防災意識の高揚と課題の共有のための取り組みを行う。	●町の除雪体制の改善について、令和6年度からGPSを使った除雪車両の管理を行う。それによって現在どこを除雪してるのか町民も知ることが出来て無駄のない除雪が行われる予定である。今後はその除雪体制の成果を検証していきたい。 ●風水害に対応した防災意識の高揚と課題について、今後も引き続き防災マネージャー、消防、消防団と意見交換などをしていきたい。

	目 標	自 己 評 価
斉藤議員	○少子高齢化に伴って、子育て環境の整備と高齢者が生き甲斐の持てる就労支援を充実させていきたい。 ○耐用年数を迎える公共施設の方向性を示す時期が迫る中、町の将来を見据え執行機関と連携して取り組んでいく。	●子育て世代の経済的負担軽減への支援策として長年取り組んできた、高校生までの医療費無償化の実施が決まる。さらに、町外の高校へ通う高校生への通学費助成については、実施する方向に道筋をつけたと考える。 高齢者の方が住み続けられる街の在り方、健康寿命の延伸への支援については、引き続き政策提案を行っていきたい。 ●公共施設の維持管理を含め、機能統合・整理・再編については、早期にまちの方向性が示されるよう執行機関と協議してまいりたい。

◆令和6年下川町議会定例会目標（令和6年5月～令和7年4月）

＊議会としての取り組み

目	標
○「議員とフリートーク」などを通じて町民の要望などの把握や抱える地域課題を議会全体で共有するとともに、その課題の解決に向けて政策提言を行う。	
○議会モニター制度の今後の在り方について検討を行う。	
○効率的で効果的な議会運営のための環境整備として、議場でのタブレットの活用など議会のデジタル化を推進する。	
○議員の成り手不足解消に向けた、検証と研究を行う。	
○積み残し課題となっている議会基本条例の（議員の政治倫理）第7条第2項及び（通報者の保護等）第14条に関する調査と研究などを行う。	

＊議員としての取り組み

	目	標
我孫子議員	○理事者との協議や、議会を代表する場面において、引き続き自覚と緊張感を持って臨みつつ、議会に対する親しみやすさを自ら体现していく。 ○様々な手段を通して、議会活動についての情報発信や意見交換を行い、議会に関心を持ってもらえるように取り組む。 ○町民が議会活動に参画する環境整備を調査研究することで、議会活動の活性化と持続可能なまちづくりにつなげる。	
桜木議員	○親しみやすく接し易い議員活動を通じた町民の意見・要望の把握と可能な限りそれらに対する回答を明確に行う。 ○町政の現状や課題などに関する情報発信や政策提言能力などの資質向上を図る。 ○地域の様々な課題解決に向けた、一般質問などによる政策提言と具体的な施策の実現に向けた活動を実施する。	
奥崎議員	○ともに考え答えを出していけるような環境づくりに努める。 ○議員活動の情報発信に取り組む。	
小原議員	○審議審査においては、町民の視点に立った積極的な議論の参加と議決をしていく。 ○地域課題の解決のために行政から提案される提案に対して問題はなにか的確にとらえられるよう、適切な情報収集や課題整理などに努める。	

中 田 議 員	○町民目線、素人感覚を忘れることなく議員間討議を深め、町政について監視、批判、評価を行う。 ○持続的なまちづくりのために町民の意見の把握、先進事例の調査研究に努め政策提言を行う。 ○農業、林業を基礎とした産業の活性化、個人のくらしの安定、後継者・担い手育成に取り組む。 ○町民参加を進めるために、その基礎づくりに取り組む。
大 西 議 員	○町民との対話を重視し、町民の疑問や不満など小さな声を拾い、解決に向けた素早い行動を心掛ける。 ○議会運営委員会において円滑な議事進行につとめる。 ○町民の安心安全な生活を確保するため、調査・研究して提言・提案をしていく。
斉 藤 議 員	○高齢者の方が住み続けられる「まち」の在り方、健康寿命の延伸への支援については引き続き政策提案を行っていききたい。 ○公共施設の維持管理を含め、機能統合・整理・再編について、早期に町の方角性が示されるよう執行機関と協議してまいりたい。

(2) 各種会議開催状況

令和5年下川町議会定例会期中における、「本会議」、「委員会」等の開催状況と主な議題について記載しています。

定例会議及び臨時会議で審議した議案等については、(3) 審議した議案と各議員の賛否に詳しく記述しています。

* 定例会議

開催月	開会日	開会日数	審議を要する期間	審議期間
令和5年 6月	19・20・22	3	R 5. 6. 19～22	4
令和5年 9月	13・14	2	R 5. 9. 13～14	2
令和5年12月	11・12 13・14	4	R 5. 12. 11～14	4
令和6年 3月	6. 14. 15	3	R 6. 3. 6～15	10
計		12日		20日

* 臨時会議

開催月	開会日	開会日数
令和5年 5月	9	1
令和5年 6月	6	1
令和5年 7月	10・25	2
令和5年 8月	28	1
令和5年10月	13	1
令和5年11月	1	1
令和6年 1月	25	1
令和6年 2月	27	1
計		9日

※臨時会議の審議を要する期間は、基本的に開会日のみになります。

*議会運営委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和5年 5月	9	2	5月臨時会議の運営／広聴広報特別委員会及び、脱炭素推進調査特別委員会の設置に関する協議
	31		法定(条例等)委員の選任について 6月臨時会議について／議会白書について 今後の議会運営について
令和5年 6月	6	3	6月臨時会議の運営
	14		6月定例会議の運営／請願、陳情等協議 議員研修会への派遣、議会白書について
	21		6月定例会議(最終日)の運営、 議会提案議案(意見書採択)について
令和5年 7月	10	2	7月臨時会議の運営／7月文書質問について 議会白書(活動目標)について
	25		7月第2回臨時会議の運営
令和5年 8月	28	1	8月臨時会議の運営
令和5年 9月	7	2	9月定例会議の運営／意見書／決算特別委員会設置
	13		意見書案について
令和5年10月	12	1	10月臨時会議の運営
令和5年11月	1	2	11月臨時会議の運営
	21		議会議員報酬の改正案について／諮問会議について
令和5年12月	6	5	12月定例会議の運営／陳情、要請等協議 各組合議会定例会の概要について
	12		議案の撤回について
	13		追加議案について
	13		追加議案について／12月定例会議(最終日)の運営
	22		ハラスメント防止研修
令和6年 1月	25	1	1月臨時会議の運営
令和6年 2月	9	2	2月文書質問について 議会議員の請負の公表に関する要綱について 法務研修
	27		2月臨時会議の運営
令和6年 3月	1	3	3月定例会議の運営／陳情、要請等協議 予算特別委員会設置／議会白書(活動評価)について
	7		一般質問について／各組合議会定例会の概要について

	14		3月定例会議(最終日)の運営／要請等協議
令和6年 4月	11	1	議会白書（活動評価・活動目標）について ZOOM研修会
計		25日	

＊総務産業常任委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和5年 6月	19・20	3	議案付託審査(課設置条例の一部改正、地方創生に関する包括連携協定書の締結、一般会計補正予算)／審査まとめ
令和5年10月	12・13	2	町内所管事務調査／調査まとめ
	24～26	3	道内所管事務調査（釧路市、小清水町、北見市）
令和5年12月	11・13	4	議案付託審査(歯科診療所誘致条例、簡易水道事業の設置等に関する条例、下水道事業の設置等に関する条例、農業振興基本条例の一部改正、中小企業振興基本条例の一部改正、一般会計補正予算)／審査まとめ
令和6年 1月	25	1	議案付託審査(土壌改良施設の指定管理者の指定、一般会計補正予算)／審査まとめ
令和6年 3月	6・7・13	3	議案付託審査(簡易水道基金条例、民間賃貸住宅建設促進条例、林業振興基本条例の一部改正、快適住環境促進条例の一部改正、第6期下川町総合計画基本構想及び中期計画)／審査まとめ
計		16日	

＊議会広聴広報特別委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和5年 5月	31	1	今後の広聴広報活動について
令和5年 7月	10	2	今後の広聴広報活動について
	25		議員とフリートークについて
令和5年 8月	28	1	「議員とフリートーク（午後）」
令和5年 9月	4	1	議員とフリートークについて
令和5年11月	1	2	議員とフリートークについて 高校生モニターについて
	21		高校生モニターについて 「議員とフリートーク（午前・午後）」

令和5年12月	4	2	高校生モニターについて 議員とフリートークについて
	6		「高校生モニター（下川商業高校生議会見学）」
令和6年 1月	25	1	議員とフリートークについて
令和6年 2月	22	1	「議員とフリートーク（午前・午後）」
令和6年 3月	13	2	議員とフリートークについて モニター会議について
	26		「議会モニター会議」 ※議会モニター6名出席
令和6年 4月	11	1	議会モニターについて
計		14日	

＊議会広聴広報特別委員会（議会だより編集委員会）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和5年 6月	22	1	しもかわ議会だより第201号編集会議
令和5年 9月	19	1	しもかわ議会だより第202号編集会議
令和5年12月	14	1	しもかわ議会だより第203号編集会議
令和6年 1月	18	1	
令和6年 3月	15	1	しもかわ議会だより第204号編集会議
令和6年 4月	5・12	2	
計		7日	

＊決算認定特別委員会（令和4年度決算）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和5年 9月	29	1	令和4年度下川町各種会計歳入歳出決算認定審査
令和5年10月	2・5	2	令和4年度下川町公営企業会計決算認定審査

＊予算審査特別委員会（令和6年度予算）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和6年 3月	8 11～13	4	令和6年度下川町各種会計予算審査

＊議会脱炭素推進調査特別委員会（令和５年５月９日決議により設置）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和5年 6月	21	1	令和5年度ゼロカーボンの実現に向けた取組みの実施、 下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の進 捗状況について
令和5年12月	6	1	地球温暖化対策実行計画の素案について
令和6年 2月	9	2	特別委員会の今後のあり方について
	27		地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について
令和6年 3月	15	1	特別委員会最終報告
計		5日	

＊全員協議会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和5年 6月	12	1	6月定例会議について
令和5年 7月	25	1	8月臨時会議について
令和5年 8月	28	1	8月臨時会議について
令和5年 9月	4	1	9月定例会議について
令和5年10月	5	1	職員の不祥事について
令和5年11月	1	1	11月臨時会議について
令和5年12月	4	1	12月定例会議について 第9次下川町行政改革大綱について
令和6年 1月	25	1	第6期下川町総合計画について
令和6年 2月	29	1	3月定例会議について 町立下川病院経営強化プランについて ペットボトルの水平リサイクルについて 五味温泉経営改善計画について
計		9日	

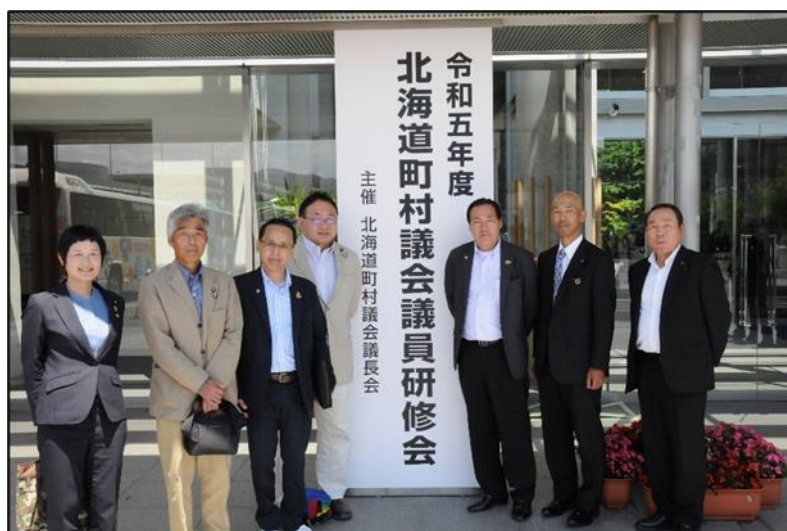
＊正副議長・議会運営委員会正副委員長会議（毎定例会議前に実施）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和5年 6月	12	1	6月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／請願／陳情・要請について
令和5年 9月	4	1	9月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／意見書／決算認定特別委員会設置

			議員研修会派遣／休会中調査(道内・町内)
令和5年12月	5	1	12月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問/陳情・要請について 議会議員報酬の改正について
令和6年 2月	29	1	3月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／陳情・要請／予算審査委特別委員会設置 議会白書（活動評価）について
計		4	

※この他に、議会活動としては、

- ・町内所管事務調査（総務産業常任委員会で実施。報告は 44 ページに掲載）
- ・道内所管事務調査（総務産業常任委員会で実施。報告は 49 ページに掲載。）
- ・北海道町村議会議長会等主催の議員研修
などがあります。



(3) 審議した議案と各議員の賛否

各定例会議及び臨時会議ごとに審議された議案等の件名と概要を記載しています。
 通年議会開始とともに、会期中の議案等の番号は通し番号で表記するようになりました。
 なお、網掛けで表示してあるのは、議会提案の議案となっています。

(凡例 ○=賛成、×=反対、欠=欠席)

令和5年5月臨時会議（令和5年5月9日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
選挙第1号	議長の選挙 議会議員の改選に伴う議長の選挙 当選人：我孫子洋昌議員								当選人 確 定	5/9	
選挙第2号	副議長の選挙 議会議員の改選に伴う副議長の選挙 当選人：桜木誠議員								当選人 確 定	5/9	
選挙第3号	名寄地区衛生施設事務組會議議員の選挙 議会議員の改選に伴う当該組會議議員の選挙 当選人：斉藤好信議員、奥崎裕子議員								当選人 確 定	5/9	
選挙第4号	上川北部消防事務組會議議員の選挙 議会議員の改選に伴う当該組會議議員の選挙 当選人：大西功議員、桜木誠議員								当選人 確 定	5/9	
議案第1号	下川町税条例の一部を改正する条例 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い 軽自動車税のグリーン化特例の延長等の一部改 正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	5/9	
議案第2号	下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に 伴い減額対象となる世帯の所得基準金額等の一 部改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	5/9	
同意第1号	下川町副町長の選任について 副町長の選任に関し議会の同意を求めるもの 市田尚之氏	○	○	○	○	○	○	—	同 意	5/9	
同意第2号	下川町監査委員の選任について 監査委員の選任に関し議会の同意を求めるもの 下村弘之氏（識見監査委員）	○	○	○	○	○	○	—	同 意	5/9	
同意第3号	下川町監査委員の選任について 監査委員の選任に関し議会の同意を求めるもの 横井雅江氏（識見監査委員）	○	○	○	○	○	○	—	同 意	5/9	
同意第4号	下川町固定資産評価員の選任について 固定資産評価員の選任に関し議会の同意を求め るもの 市田尚之氏	○	○	○	○	○	○	—	同 意	5/9	
会議案第1号	議会広聴広報特別委員会の設置に関する決議 議会広聴及び議会広報に関する調査・研究、編集 並びに発行に関することを実施するために設置 するもの 委員の任期：R5. 5. 9～R9. 4. 30	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	5/9	
会議案第2号	下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の設置に関 する決議 脱炭素の推進に関する調査のため、前期(R4. 3. 18 設置)に引き続き設置するもの 委員の任期：脱炭素の推進に関する調査終了まで	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	5/9	

令和5年6月臨時会議（令和5年6月6日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第3号	令和5年度下川町一般会計補正予算(第2号) 緊急、原油価格・物価高騰対策に係る補正（住民 税非課税世帯等への臨時特別給付金、畜産経営持 続化対策事業補助金、スーパープレミアム商品券 事業、物価高騰分給食費臨時補助金等） 補正額：6,860万円／補正後の額：53億7,340万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/6	
報告第1号	令和4年度下川町継続費繰越計算書について 令和4年度から2か年の継続事業である下水道事 業特別会計における公営企業会計適用事業及び 簡易下水道事業特別会計における下川浄水場整備 事業に関して継続費の執行残額を令和5年度に予 算を繰越した報告	—	—	—	—	—	—	—	報告済	6/6	
報告第2号	令和4年度下川町繰越明許費繰越計算書について 令和4年度予算中の学校教育活動継続支援事業及 び浄化センター整備事業について、令和5年度に 予算を繰越した報告	—	—	—	—	—	—	—	報告済	6/6	
報告第3号	令和4年度下川町事故繰越し繰越計算書について 令和3年度の浄化センター整備事業について令和 4年度に繰越明許費により予算を繰り越していた が、半導体等の供給不足により電子部品等の納品 に遅延が生じ年度内の事業完了が困難なことか ら令和5年度に予算を繰り越した報告	—	—	—	—	—	—	—	報告済	6/6	

令和5年6月定例会議（令和5年6月19日～22日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第4号	下川町課設置条例等の一部を改正する条例 優先する行政課題の対応、指示命令系統の明確化 及び機動性のある執行体制（グループ制から係制 への移行）とするため所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/22	付託
議案第5号	下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正す る条例 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置 づけが、「第5類感染症」になったことから、これ まで措置していた新型コロナウイルス感染症防 疫等作業手当及び新型コロナウイルス感染症に 係るワクチン接種手当を廃止するもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/19	
議案第6号	議会の議決に付すべき工事請負契約について 元町団地公営住宅(D棟)建設工事 ※1棟5戸(3LDK 1戸、1LDK 4戸) 契約金額：1億8,601万円 契約の相手方：丸昭高橋・黒川・三賀特定建設工 事共同企業体	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/19	
議案第7号	地方創生に関する包括連携協定書の締結について 企業と地域連携による「地方創生モデル」を形成 し、持続可能な地域社会の実現を目的として、互 いに連携・協力して取り組む基本的事項を定めるた め、地方創生に関する包括連携協定を締結するも の 協定締結先：戸田建設株式会社（東京都中央区）	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/22	付託
議案第8号	令和5年度下川町一般会計補正予算(第3号) 新たな施策によるもの、緊急を要するもの及び決	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/22	付託

	算見込みに伴うもの等による補正（中間支援組織設立に伴う経費、認定こども園屋上防水改修事業、新規就農者等支援事業、湿雪害による被害木処理、あけぼの団地線外道路改良舗装事業、学校教員住宅整備事業、B&G海洋センタープール缶体塗装等に係る補正） 補正額：2億5,076万円／ 補正後の額：56億2,416万円											
議案第9号	令和5年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号） 国庫補助事業の内示及び決算見込みに伴う補正 補正額：0万円／補正後の額：3億7,963万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/19		
議案第10号	令和5年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 時間外手当の不足、国庫補助事業の内示及び配水管敷設工事等に伴う補正 補正額：783万円／補正後の額：15億2,089万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/19		
議案第11号	令和5年度下川町介護保険特別会計補正予算（第1号） ※介護保険事業勘定 決算見込み等による補正 補正額：2,755万円／ 補正後の額：5億1,686万円 ※介護サービス事業勘定 決算見込みによる補正 補正額：0万円／補正後の額：3億5,947万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/19		
議案第12号	令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） 決算見込みによる補正 補正額：119万円／補正後の額：4億9,091万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/19		
議案第13号	令和5年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 決算見込みによる補正 補正額：0万円／補正後の額：6,577万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/19		
議案第14号	令和5年度下川町病院事業会計補正予算（第1号） 検査室エアコン修繕に伴う補正 補正額：病院事業費用 63万円 補正後の額：病院事業費用 6億733万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/19		
同意第5号	下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について 松岡 孝幸氏（再任）	○	○	○	○	○	○	—	同 意	6/19		
同意第6号	下川町農業委員会委員の任命について 委員8名：及川幸雄氏、押田すみえ氏、表朋昭氏、佐藤弘一氏、品地一彰氏、谷口真帆氏、三島卓氏、吉田公司氏 任期：令和5年7月20日～令和6年7月19日	○	○	○	○	○	○	—	同 意	6/19		
報告第4号	令和4年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について 令和4年度事業内容の報告	—	—	—	—	—	—	—	報告済	6/19		
請願第1号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願 請願者：連合北海道下川地区連合会・北教組上川支部下川支会	○	○	○	○	○	○	—	採 択	6/19		
請願第2号	地方財政の充実・強化を求める請願 請願者：連合北海道下川地区連合会・自治労下川町職員労働組合	○	○	○	○	○	○	—	採 択	6/19		

請願第3号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する請願 請願者：連合北海道下川地区連合会	○	○	○	○	○	○	一	採 択	6/19	
-------	--	---	---	---	---	---	---	---	-----	------	--

(※6/22追加案件)

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
会議案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、 「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	○	○	○	○	○	○	一	原 案 可 決	6/22	
会議案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	一	原 案 可 決	6/22	
会議案第5号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	一	原 案 可 決	6/22	

令和5年7月臨時会議（令和5年7月10日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第15号	議会の議決に付すべき財産の取得について 除雪ドーザ13 t 級 一式 契約金額：3,058万円 契約の相手方：北海道川崎建機株式会社名寄支店	○	○	○	○	○	○	一	原 案 可 決	7/10	
議案第16号	令和5年度下川町一般会計補正予算（第4号） 経営発展支援事業に係る補正、緊急を要するもの による補正（スポーツ推進事業） 補正額：634万円／補正後の額：56億3,050万円	○	○	○	○	○	○	一	原 案 可 決	7/10	

令和5年7月第2回臨時会議（令和5年7月25日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第17号	議会の議決に付すべき工事請負契約について あけぼの団地線外2路線道路改良舗装工事 契約金額：6,105万円 契約の相手方：谷・下川建設・安田 特定建設工 事 共同企業体	○	○	○	○	○	○	一	原 案 可 決	7/25	

令和5年8月臨時会議（令和5年8月28日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第18号	インボイス制度導入等に伴う関係条例の整備に関する条例 令和5年10月から導入されるインボイス制度に対応するための各種公共施設等の使用料等の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	一	原 案 可 決	8/28	
報告第5号	専決処分（第1号）の報告について 令和5年度下川町一般会計補正予算（第5号） 豪雨災害による災害復旧費の補正 補正額：1,504万円／補正後の額：56億4,554万円	—	—	—	—	—	—	—	報告済	8/28	
報告第6号	専決処分（第2号）の報告について 令和5年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第2号） 豪雨災害による災害復旧費の補正 補正額：17万円／補正後の額：3億7,980万円	—	—	—	—	—	—	—	報告済	8/28	
報告第7号	専決処分（第3号）の報告について 令和5年度下川町簡易水道事業特別会計補正	—	—	—	—	—	—	—	報告済	8/28	

	予算（第2号） 豪雨災害による災害復旧費の補正 補正額：296万円／補正後の額：15億2,385万円										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和5年9月定例会議（令和5年9月13日～14日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
議案第19号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 こども家庭庁設置法が施行され、関係法律が改正されたところに伴う関係条例の引用条文と文言整理を行うもの	○	欠	○	○	○	○	—	原案可決	9/13	
議案第20号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について 「後志広域連合」が職員採用により、新たに組合加入することに伴い、組合理約の改正のため議決を求めるもの	○	欠	○	○	○	○	—	原案可決	9/13	
議案第21号	令和5年度下川町一般会計補正予算（第6号） 職員の人事異動等に係るもの、緊急を要するもの等の補正（基金管理事務、中小企業振興事業、道路橋梁河川維持補修事業、小学校災害復旧工事等に係る補正） 補正額：466万円／補正後の額：56億5,020万円	○	欠	○	○	○	○	—	原案可決	9/13	
議案第22号	令和5年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号） 浄化センター整備事業の実施内容の変更等に伴う補正 補正額：▲5,455万円／補正後の額：3億2,525万円	○	欠	○	○	○	○	—	原案可決	9/13	
議案第23号	令和5年度下川町介護保険特別会計補正予算（第2号） ※介護保険事業勘定 人事異動等による給料、職員手当増額等の補正 補正額：500万円／補正後の額：5億2,186万円 ※介護サービス事業勘定 人事異動等による給料、職員手当増額等の補正 補正額：▲1,047万円／補正後の額：3億4,900万円	○	欠	○	○	○	○	—	原案可決	9/13	
議案第24号	令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 人事異動等による給料、職員手当増額等の補正 補正額：42万円／補正後の額：4億9,133万円	○	欠	○	○	○	○	—	原案可決	9/13	
議案第25号	令和5年度下川町病院事業会計補正予算（第2号） 新型コロナワクチン接種謝礼、地域連携システムサーバー仕入れ価格高騰等に伴う補正 補正額：収益的収入 308万円 支出 257万円 資本的収入 420万円 支出 420万円 補正後の額：収益的収入 5億6,484万円 支出 6億 990万円 資本的収入 2,091万円 支出 2,705万円	○	欠	○	○	○	○	—	原案可決	9/13	
同意第7号	教育委員会委員の任命について 小西 貴弘氏（再任）	○	欠	○	○	○	○	—	同意	9/13	
報告第8号	令和4年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	欠	—	—	—	—	—	報告済	9/13	

	財政健全化審査及び経営健全化審査についてい ずれも適正と認められる内容の報告										
認定第1号	令和4年度下川町各種会計歳入歳出決算認定につ いて 休会中の審査とする	—	欠	—	—	—	—	—	休会中 審 査	9/14	付託
認定第2号	令和4年度下川町公営企業会計決算認定について 休会中の審査とする	—	欠	—	—	—	—	—	休会中 審 査	9/14	付託

(※9/14追加議案)

議案番号	議 案 名	桜 木	奥 崎	小 原	中 田	大 西	斉 藤	我 孫 子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
会議案第6号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木 材産業施策の充実・強化を求める意見書	○	欠	○	○	○	○	—	原 案 可 決	9/14	
会議案第7号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見 書	○	欠	○	○	○	○	—	原 案 可 決	9/14	

令和5年10月臨時会議（令和5年10月13日）

議案番号	議 案 名	桜 木	奥 崎	小 原	中 田	大 西	斉 藤	我 孫 子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
認定第1号	令和4年度下川町各種会計歳入歳出決算認定につ いて 一般会計及び特別会計（5会計）の決算の認定	○	○	○	○	○	○	—	認 定	10/13	付託
認定第2号	令和4年度下川町公営企業会計決算認定について 下川町病院事業会計の決算の認定	○	○	○	○	○	○	—	認 定	10/13	付託

令和5年11月臨時会議（令和5年11月1日）

議案番号	議 案 名	桜 木	奥 崎	小 原	中 田	大 西	斉 藤	我 孫 子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第26号	下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例 11月給料を、町長15%、副町長及び教育長5%減額 し、職員の不祥事2件について理事者監督責任を 明確にするもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	11/1	
議案第27号	議会の議決に付すべき工事請負契約の変更につ いて 下川町浄水場建設工事 変更金額（増額額）：5,769万1,700円 変更後契約金額：14億1,014万3,900円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	11/1	
議案第28号	令和5年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算 （第3号） 原浄水施設及び配給水施設の機器故障による工 事請負費等の補正 補正額：500万円／補正後の額：15億2,885万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	11/1	
議案第29号	令和5年度下川町介護保険特別会計補正予算 （第3号） ※介護サービス事業勘定 施設内見守りセンサー導入に伴う補正 補正額：200万円／補正後の額：3億5,100万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	11/1	
報告第9号	専決処分（第4号）の報告について 下川町浄水場造成整備等工事の請負契約金額の 変更 変更金額（増額額）：129万円300円 変更後契約金額：1億4,132万300円	—	—	—	—	—	—	—	報告済	11/1	

令和5年12月定例会議（令和5年12月11日～14日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
議案第8号	下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職等との均衡を図るため期末手当支給月数を0.10月分引き上げる改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/11	
議案第30号	下川町歯科診療所誘致条例 本町に歯科診療所を開業・経営し、地域における歯科医療体制の充実を図り、住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的に条例を新規に制定するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/14	付託
議案第31号	下川町簡易水道事業の設置等に関する条例 会計方式が特別会計から公営企業会計へ移行に伴い新規に条例を制定するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/14	付託
議案第32号	下川町下水道事業の設置等に関する条例 会計方式が特別会計から公営企業会計へ移行に伴い新規に条例を制定するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/14	付託
議案第33号	下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 一般職の期末・勤勉手当の引上げと均衡を図るため町長、副町長、教育長の期末手当支給月数を0.10月分引き上げる改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/11	
議案第34号	下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事院勧告（月額給料の引上げ（行政職平均1.10%、医療職平均0.67%）、期末手当及び勤勉手当引上げ（それぞれ0.05月分合計0.10月分））に伴い、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/11	
議案第35号	下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/11	
議案第36号	下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 現在建設中の元町団地（1LDK）4戸を別表に加える改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/11	
議案第37号	下川町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 現在建設中の元町団地（3LDK）1戸を別表に加える改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/11	
議案第38号	下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例 一の橋268番地、1棟2戸の町営住宅について用途廃止とするための改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/11	
議案第39号	下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例 条例の定義に新たに継承者を加え、一部補助率の見直しを行う改正をするもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/14	付託
議案第40号	下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例 施設や機械等に整備に対する貸付ができる支援内容を追加する改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/11	
議案第41号	下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例 中小企業者の定義に新たに特定非営利活動法人を加え、特産品の高付加価値への支援等の拡充を図る改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/14	付託
議案第42号	下川町体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/11	

	運用を終了している町民総合グラウンド及び五味温泉体験の森を各条例から削る改正を行うもの											
議案第43号	下川町共生型住まいの場の指定管理者の指定について 指定管理者：社会福祉法人 下川町社会福祉協議会	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	12/11		
議案第44号	下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について (12/12 承認第1号で議案撤回となる)	—	—	—	—	—	—	—	議 案 撤 回	12/12	付託	
議案第45号	令和5年度下川町一般会計補正予算（第7号） (12/12 承認第2号で議案撤回となる)	—	—	—	—	—	—	—	議 案 撤 回	12/12	付託	
議案第46号	令和5年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号） 人事院勧告に伴う人件費及び長期債償還利子の確定に伴う補正 補正額：▲118万円／補正後の額：3億2,407万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	12/11		
議案第47号	令和5年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） 人事院勧告に伴う人件費及び長期債償還利子の確定に伴う補正 補正額：2,168万円／補正後の額：15億5,053万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	12/11		
議案第48号	令和5年度下川町介護保険特別会計補正予算（第4号） ※介護保険事業勘定 人事院勧告等に伴う補正 補正額：▲85万円／補正後の額：5億2,101万円 ※介護サービス事業勘定 職員の退職、人事院勧告等に伴う補正 補正額：▲630万円／補正後の額：3億4,470万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	12/11		
議案第49号	令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） 人事院勧告等に伴う補正、国庫支出金等の額の確定、事業の執行見込みに伴う補正 補正額：▲8万円／補正後の額：4億9,125万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	12/11		
議案第50号	令和5年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 保険料等負担金額の確定に伴う補正 補正額：▲100万円／補正後の額：6,477万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	12/11		
議案第51号	令和5年度下川町病院事業会計補正予算（第3号） 人事院勧告等による人件費及び事業確定及び見込み等による補正 補正額：収益的収入 1,102万円 支出 ▲892万円 資本的収入 ▲178万円 支出 ▲294万円 補正後の額：収益的収入 5億7,586万円 支出 6億 98万円 資本的収入 1,913万円 支出 2,411万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	12/11		

※12/12追加議案

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
承認第1号	下川町土壌改良施設の指定管理者の指定についての撤回について 指定管理者の募集要領の申し込み資格に記載誤りがあり議案を撤回するもの	○	○	○	○	○	○	—	承認	12/12	

承認第2号	令和5年度下川町一般会計補正予算（第7号）の撤回について 下川町土壌改良施設の指定管理者の募集要領の申し込み資格に記載誤りがあり、関連する本議案についても撤回するもの	○	○	○	○	○	○	—	承認	12/12	
-------	--	---	---	---	---	---	---	---	----	-------	--

※12/13追加議案

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
議案第52号	令和5年度下川町一般会計補正予算（第7号） 補助事業採択に係るもの、職員の給与改定等に係るもの、緊急を要するもの等による補正（福祉灯油等助成事業、畑地化促進事業、町道除排雪事業、小学校施設等管理事業等） 補正額：6,539万円／補正後の額：57億1,559万円	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/14	付託

※12/14追加議案

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
議案第53号	令和5年度下川町一般会計補正予算（第8号） 物価高騰対策による補正（住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金事業等） 補正額：6,384万円／補正後の額：57億7,943万円	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/14	

令和5年1月臨時会議（令和6年1月25日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
議案第54号	議会の議決に付すべき工事請負契約について 下川浄化センター自家発電設備等改修工事 契約金額：9,405万円 契約の相手：北海道三菱電機販売株式会社	○	○	○	○	○	○	—	原案決	1/25	
議案第55号	下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について 指定管理者：下川運輸株式会社	○	○	○	○	○	○	—	原案決	1/25	付託
議案第56号	和解及び損害賠償の額の決定について あけぼの園入所者骨折事故の和解と損害賠償	○	○	○	○	○	○	—	原案決	1/25	
議案第57号	令和5年度下川町一般会計補正予算（第9号） 物価高騰対策による補正（住民税均等割のみ課税世帯物価高騰臨時給付金事業等） 補正額：2,189万円／補正後の額：58億132万円	○	○	○	○	○	○	—	原案決	1/25	付託
議案第58号	令和5年度下川町介護保険特別会計補正予算（第5号） ※介護サービス事業勘定 施設事故賠償金の賠償額の確定に伴う補正 補正額：48万円／補正後の額：3億4,518万円	○	○	○	○	○	○	—	原案決	1/25	
報告第10号	令和5年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について	—	—	—	—	—	—	—	報告済	1/25	
報告第11号	専決処分（第5号）の報告について 元町団地公営住宅D棟建設工事の請負契約金額の変更 契約額：1億8,601万円 契約変更額：249万9,200円 変更後契約金額：1億8,850万9,200円	—	—	—	—	—	—	—	報告済	1/25	

令和5年2月臨時会議（令和6年2月27日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第59号	下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例 本籍地以外で戸籍又は除籍謄本等の交付が可能となり地方公共団体の手数料の標準に関する政令等が改正されたことから、これに準じて所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	2/27	

令和5年3月定例会議（令和6年3月6日～15日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第60号	下川町簡易水道事業基金条例 令和6年度から簡易水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、特別会計等の基金を規定している「下川町資金積立基金条例」から「簡易水道施設基金」を削除し、新たに公営企業会計に係る条例を制定するもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/15	付託
議案第61号	下川町民間賃貸住宅建設促進条例 町内の住宅不足の解消と定住人口の確保、住宅性能の向上による環境負荷の低減、地域材の利用拡大などにより住環境の持続的な維持向上などを目的とし、これらの各種条件を満たす民間賃貸住宅を新築した場合に補助を行うための必要な規定を定めたもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/15	付託
議案第62号	下川町表彰条例の一部を改正する条例 条例制定時より時代や社会経済情勢の変化とともに町民の意識も変化していることから見直しを行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/6	
議案第63号	下川町名誉町民条例の一部を改正する条例 条例制定時より時代や社会経済情勢の変化とともに町民の意識も変化していることから見直しを行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/6	
議案第64号	下川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律に基づき所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/6	
議案第65号	下川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 令和6年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することが可能となったこと、これに併せ定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務暫定再任用職員にも勤勉手当を支給するため関連する条例の所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/6	
議案第66号	下川町資金積立基金条例の一部を改正する条例 令和6年度から簡易水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、特別会計等の基金を規定している本条例から「簡易水道施設基金」を削除するもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/15	付託
議案第67号	下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例 林業・林産業のさらなる発展と事業者の経営安定化及び経営基盤の強化を図ることを目的として、	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/15	付託

	林業・林産業振興事業の免許資格取得を追加し、また、施設、機械、設備の整備に対する支援事業を1年間延長する改正を行うもの											
議案第68号	下川町地域産業基盤整備事業受益者分担金徴収条例を廃止する条例 平成21年に農地法等の一部を改正する法律により、規制の見直しや要件が緩和され、それ以降本町においても事業の実施がないことから条例を廃止するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第69号	下川町農産物加工研究所設置及び管理等に関する条例を廃止する条例 令和6年度より運営を下川事業協同組合に委託し、町が施設等を維持管理する公設民営とするため、条例を廃止するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第70号	下川町鉱業振興開発促進条例を廃止する条例 昭和57年に下川鉱山、昭和61年にサンル金山が旧山となり、その後40年が経過し本条例の役割はすでに終えていると判断し条例を廃止するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第71号	下川町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び下川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 子どもの健康の保持、増進を図るため、対象者を中学生から高校生まで拡大するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第72号	下川町介護保険条例の一部を改正する条例 介護保険法施行令等の一部改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第73号	下川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例 水道法の改正に伴い水道整備・管理行政の権限が厚生労働省から国土交通省に及び環境省へ移行されることから、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第74号	下川町快適住環境促進条例の一部を改正する条例 令和9年度末まで、時限を4年間延長し、新築住宅取得や住宅改修をする場合に、規定した住宅性能や環境負荷低減が満たされた施工に対し補助する快適住環境促進事業を継続するための改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/15	付託	
議案第75号	下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正する条例 下水道施行令の一部が改正されたことに伴い、公共下水道に排出される下水の「六価クロム化合物」に関する水質規制の基準が強化されたため改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第76号	第6期下川町総合計画基本構想及び中期計画について 総合的な移住・定住施策により持続可能な地域社会の実現のため「基本構想」に具体的な数値目標を定める見直しを行うとともに、令和5年度から令和8年度を期間とする「中期計画」を策定するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/15	付託	
議案第77号	令和5年度下川町一般会計補正予算（第10号） 緊急を要するもの及び事務事業の確定等による補正（あけぼの団地線外2路線道路改良舗装工事費等） 補正額：▲1億4,494万円／ 補正後の額：56億5,638万円	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		

議案第78号	令和5年度下川町下水道事業特別会計補正予算 (第5号) 事業の確定等による浄化センター整備事業工事 費の減額など 補正額:▲4,611万円/補正後の額:2億7,796万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/6	
議案第79号	令和5年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第5号) 事業の確定等による下川浄水場整備事業工事費 等の補正 補正額:▲2,282万円/ 補正後の額:15億2,771万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/6	
議案第80号	令和5年度下川町介護保険特別会計補正予算 (第6号) ※介護保険事業勘定 執行見込みによる保険給付費等の補正 補正額:▲3,526万円/補正後の額:4億8,575万円 ※介護サービス事業勘定 事業の確定等による施設管理費等の補正 補正額:▲1,679万円/補正後の額:3億2,839万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/6	
議案第81号	令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第4号) 執行見込み等による保険給付費等の補正 補正額:▲6,695万円/補正後の額:4億2,430万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/6	
議案第82号	令和5年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) 執行見込みによる北海道後期高齢者医療広域連 合に対する保険料等負担金等の補正 補正額:▲75万円/補正後の額:6,402万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/6	
議案第83号	令和5年度下川町病院事業会計補正予算(第4号) 入院・外来患者数の予定量に対する減少等によ る補正 補正額:収益的收入 ▲5,596万円 資本的收入 53万円 補正後の額:収益的收入 5億1,990万円 資本的收入 1,966万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/6	
議案第84号	令和6年度下川町一般会計予算 歳入歳出:56億1,400万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/15	付託
議案第85号	令和6年度下川町介護保険特別会計予算 歳入歳出: 介護保険事業勘定 4億5,987万円 介護サービス事業勘定 3億3,738万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/15	付託
議案第86号	令和6年度下川町国民健康保険事業特別会計予算 歳入歳出:4億9,095万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/15	付託
議案第87号	令和6年度下川町後期高齢者医療特別会計予算 歳入歳出:7,164万円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/15	付託
議案第88号	令和6年度下川町下水道事業会計予算 歳入歳出: 収益的收入 2億2,688万2千円 収益的支出 2億1,951万9千円 資本的收入 2億2,881万4千円 資本的支出 3億 622万7千円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/15	付託
議案第89号	令和6年度下川町簡易水道事業会計予算 歳入歳出: 収益的收入 1億6,264万6千円 収益的支出 1億8,801万9千円 資本的收入 2億3,299万7千円 資本的支出 2億8,845万4千円	○	○	○	○	○	○	—	原 可	案 決	3/15	付託

議案第90号	令和6年度下川町病院事業会計予算										
	歳入歳出：										
	収益的収入 5億3,318万5千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/15	付託
	収益的支出 5億8,192万7千円										
	資本的収入 1,885万9千円										
報告第12号	資本的支出 2,273万5千円										
	環境保全の状況と施策について	—	—	—	—	—	—	—	報告済	3/6	
	令和5年度の環境保全の状況と施策について										

注) 議長は、議事進行を行うため賛否の表明はしません。賛否が同数の場合のみ表明します。



(4) 一般質問の実績

一般質問は、議員が町の施策の執行の状況や将来の方針などについて、政策的提言や行政の課題などを執行者に直接質すために行うものです。また、執行者の見解や施策について報告や説明を求めることや問い質すこともあります。

一般質問は、6、9、12、3月に開催する定例会議でのみ実施することができ、会議期間中の初日と最終日を除く中日に実施しています。

また、令和3年3月定例会において下川町議会基本条例が新規制定された際に、一般質問における「反問権」が町長のみが付与されました。その後、令和4年3月開催の3月定例会議において、議員発議により下川町議会基本条例の一部改正がなされ、町長のみでなく、教育長、各行政委員会の長（農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員）及び副町長にも付与されることとなりました。

「反問権」とは、答弁者が質問者に対して問い返すことができるというものであり、(1)質問の趣旨・内容確認、(2)質問の背景・根拠、(3)質問に対する逆質問などを行うことをいいます。

◆提出件数等

提出年月	提出議員数	質問数	提出〆切	議運協議	一般質問日
R 5年 6月	4議員	6問	R 5. 6. 13	R 5. 6. 14	R 5. 6. 20
R 5年 9月	3議員	6問	R 5. 9. 6	R 5. 9. 7	R 5. 9. 14
R 5年12月	5議員	10問	R 5. 12. 5	R 5. 12. 6	R 5. 12. 12
R 6年 3月	5議員	12問	R 6. 3. 7	R 6. 3. 7	R 6. 3. 14
R5年合計		34問			

※一般質問の状況は、YouTubeで公開しています。

■ 6月定例会議一般質問（令和5年6月20日実施）

提出議員	質 問 事 項
桜 木 議 員	役場職員の職場環境の改善等と住民サービスの向上について
	地域の商工業振興について
斉 藤 議 員	担い手対策として資格取得の支援拡充について
奥 崎 議 員	こどものもりの危機管理体制について
中 田 議 員	農業の生産費について
	人材マネジメントについて

■ 9 月定例会議一般質問（令和5年9月14日実施）

提出議員	質 問 事 項
中 田 議 員	指定管理者の指定手続きについて
	上名寄大排水について
	下川町ホームページについて
小 原 議 員	中間支援組織（しもかわ財団（仮称））設立に向けた状況について
	象の鼻森林公園展望台の案内看板と名称変更について
大 西 議 員	下川町名誉町民条例の見直しと表彰制度について

■ 1 2 月定例会議一般質問（令和5年12月12日実施）

提出議員	質 問 事 項
桜 木 議 員	令和 6 年度予算編成と公約実現への取り組みについて
	母村・旧高鷲村（現・郡上市高鷲町）との交流について
中 田 議 員	自治体DXについて
	障害のある方の働く場について
	森林環境について
斉 藤 議 員	町長の目指す町の姿について
	高齢者の活躍を応援する体制及び、子育て支援の拡充について
奥 崎 議 員	下川町農産物加工研究所の民営化について
小 原 議 員	公共施設の譲渡・売渡処分について
	中間支援組織（しもかわ財団（仮称））設立に向けた状況について

■ 3 月定例会議一般質問（令和6年3月14日実施）

提出議員	質 問 事 項
桜 木 議 員	町民と対話する機会の創出について
	令和 6 年度町政執行方針の福祉・医療・住民サービスの向上について
奥 崎 議 員	子育て支援全般に関する話し合いの場の創設について
中 田 議 員	災害時の対応について
	農業の生産費について
	指定管理者の指定手続きについて
	人材マネジメントについて
小 原 議 員	中間支援組織「一般財団法人しもかわ地域振興機構」の今後の運営方針について
	令和 6 年度町政執行方針（含む教育行政執行方針）について（「こども家庭センター」他）

齊藤議員	町外の高校へ通学する高校生の通学費助成について
	带状疱疹ワクチン接種の助成について
	令和6年度町政執行方針の公共施設の統廃合について

▼反問権行使 なし

(5) 文書質問の実績

文書質問は、下川町議会基本条例第20条で、行うことができると規定されており、定例会議を実施している月を除く月に実施することができます。また、文書質問は、議員が主体的かつ機動的な議員活動に資することを目的として実施しています。

文書質問制度の運用開始は、令和3年7月からとなっています。

◆提出件数等

提出年月	提出議員数	質問数	提出〆切	議運協議	回答〆切
R5年7月	2議員	2問	R5.7.7	R5.7.10	R5.7.31
R6年2月	1議員	1問	R6.2.8	R6.2.9	R6.2.29
R5年合計		3問			

※文書質問は、定例会議月(3,6,9,12月を除く月)に実施できます。

※文書質問の回答は、各月毎に町のWEBページ、又は議会だよりにて公表しています。

ただし、紙面の都合上、議会だよりでは文書質問の一部のみの掲載となっています。

※8月、1月及び4月の文書質問は議員申し合わせにより実施しませんでした。

■令和5年7月文書質問

提出議員	質 問 事 項
小原議員	町道草刈り後のゴミについて
中田議員	通話録音について

■令和6年2月文書質問

提出議員	質 問 事 項
我孫子議員	行政改革大綱を推進する際の町民との意識共有について

(6) 総務産業常任委員会の所管事務調査の実施概要

総務産業常任委員会は、下川町議会に常設で置かれている委員会で、町長から提出された議案などを専門に調査、審議する機関で、議長を除く 6 名で構成されています。

なお、下川町議会での常設の委員会は、本委員会のみとなっています。

所管事務調査は、地方自治法第 109 条第 2 項で、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」と規定されており、委員会が自主的にその所管する事務について行う調査として実施しています。

令和 5 年定例会中では、道内と町内の 2 回の調査を実施しております。所管事務調査の概要は以下のとおりです。

I 町内所管事務調査

◆ 調査の目的：各種事務事業の執行状況及び施設の管理運営状況を調査し、今後の行政推進に資する。

◆ 調査期間：令和 5 年 10 月 12 日（木）・13 日（金）2 日間

◆ 調査内容：(1) 宅配事業・下川墓地の状況
(2) 元町団地工事現場
(3) 浄水場及び送水管建設現場
(4) 株式会社草原の碧の状況
(5) 戸田建設株式会社の状況
(6) 一の橋取水施設
(7) 認定こども園運営状況
(8) 下川小学校運営状況

◆各調査箇所の概要及び所見

(1) 宅配事業・下川墓地の状況

■概要：(宅配事業) 町内のスーパーが平成 31 年 3 月に閉店し、これまで同店で実施していた高齢者等への食料や重量物の宅配が廃止となった。一方で地域の重要な交通手段の一つであるタクシー運転手の確保も困難が生じており、運転手の高齢化により、乗り合いタクシーやスクールバスなどの運行などへの支障が懸念されている。こうした地域課題を解決するため、地域おこし協力隊を株式会社下川ハイヤーへ委嘱し、町内店舗の商品の購入や貨客混載による

宅配などの実証実験を実施している。

- 所見：宅配事業の実績は増加傾向にあり、高齢者を中心に需要が増えていくことが予想される。今後は、参加店舗の加盟促進などにより、より一層地域住民の利便性を向上させることが望まれる。

宅配事業は、これからも必要な事業であることから、事業主体と連携して地域おこし協力隊制度の活用により人材を確保するなど、必要な措置を講じていく必要がある。

- 概要：（下川墓地）本町の年間の死亡者数は概ね 60 名前後で推移しており、うち約 6 割が下川町火葬場を利用している。

墓地については、総区画数 1,507 区画のうち令和 4 年度末現在で使用されている区画は 1,166 区画であり、過去 5 年間の使用区画の新規及び返還数の平均は、新規で 2 件程度、返還で 10 件程度となっている。

- 所見：火葬場の火葬炉については、耐火レンガの改修に昨年度 220 万円の費用を要しており、今後計画的な改修や更新の検討を行っていく必要がある。また、本年 10 月に町内の葬儀事業者が廃業しており、今後町外での葬儀が増えていく事が予想されることから、現行の町外火葬場利用に伴う利用料の差額補助についても、近隣自治体の利用料の動向を十分把握し、過度な負担とならないよう配慮していく必要である。

（2）元町団地工事現場

- 概要：元町団地公営住宅（D棟）の建設は、木造 2 階建てで、3LDK1 戸、ワンルーム 1 戸、1LDK3 戸の 1 棟 5 戸の住宅である。シモカワグリーンや「しもりん」の絵柄を使用し下川らしさを感じられる造りとなっている。
元町団地公営住宅は、D棟が最後の建設となり、北側の空地については、近隣住民が堆雪場として利用することとなっている。



- 所見：元町団地公営住宅の建設は、計画通りに進捗しており、今後も安全に留意しながら完成後早期に町民が使用できるよう、遅滞なく工事を進めて行く必要がある。

（3）浄水場及び送水管建設現場

- 概要：下川浄水場建設工事は、2 か年であり今年度が最終年度となる。浄水場は、

鉄筋コンクリート造り、一部3階建ての建屋は概ね完成しており、調査時は、薬品タンクの搬入や設備等の搬入準備がされている状況であった。採用する浄水方式は自動運転が可能である最新式の「セラミック膜ろ過方式」であり、令和4年度実績による一日の平均給水量は1,101 m³、給水人口は2,659人である。

現在の工事の進捗は、40%から50%程度であり、降雪前に大きな設備の搬入を終わらせる予定であるとの説明があった。

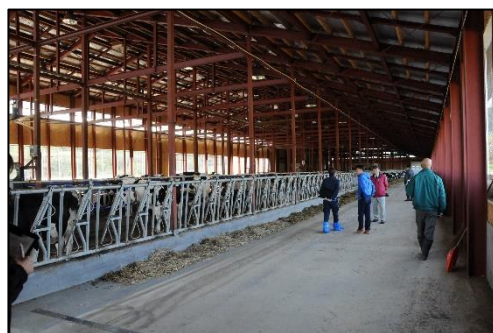
送水管については、直径200mmのダクタイル鋳鉄管を使用しており、総延長1,980mで令和4年度1,650m、令和5年度330mの施工で道道下川雄武線などの道路沿いに埋設されており、調査時は舗装処理を待つ状態であった。

- 所見：工事は、順調で完成は、令和6年2月を予定しており、町民へ安全で安心できる水道水を安定して供給するためにも、今後も安全に留意しながら遅滞なく工事を進めて行く必要がある。



(4) 株式会社草原の碧の状況

- 概要：本町では4件目の畜産・酪農収益力強化整備等特別事業である。牛を繋らず、搾乳の自動化などを図ったフリーストール牛舎1棟、搾乳ロボット2台、生乳の貯蔵タンクであるバルククーラー2基、家畜排せつ物処理施設であるスラリーストア1基、堆肥舎であるコンポスター1基を整備したものである。クラスター計画の令和9年度における目標で、新規雇用の創出として雇用人数を現状3名から1名増加の4名へ、飼育規模の拡大として、生乳生産量を



1,108tから1,549t増大させ2,657tにすることを目標としている。

牛の寝床など敷く敷料は、牛糞をコンポスターで脱水・乾燥させたものを再利用し、寝床を清潔に保つとともに、牧草やデントコーンの肥料として環境に負荷をかけない酪農経営を行っている。

- 所見：現在の牛の個体販売がピーク比で3割から4割程度下落しており、乳価は、110円程度で推移しているものの、生産コストがそれ以上に上昇しており、利益が出づらい状況であるとのことであった。今後は、安定した経営に向けた様々な支援が必要である。

(5) 戸田建設株式会社の状況

■概要：戸田建設株式会社と下川町は、企業と地域の連携による「地方創生モデル」を形成し、持続可能な地域社会の実現を目的として「地方創生に関する包括連携協定」を締結している。一の橋地区で太陽光システムなど再生可能エネルギーを利用して夏秋イチゴのハウス栽培を行っているが今後は、既存のバイオマス熱供給システムによる熱利用を予定している。



また、特用林産物栽培研究所に隣接されているビニルハウス1棟を戸田建設株式会社に賃貸しており、イチゴの試験栽培も行っている。

■所見：夏秋イチゴ栽培の事業規模の拡大に伴い雇用人数の増加が見込まれている一方、ふるさと納税返礼品としての効果が期待できる取り組みである。また、将来的には、山びこ学園利用者等の障がい者雇用も予定しているなど様々な効果が見込まれることから、連携協定に基づく取り組みが有効に機能するよう相互の連携をより強固なものとしていく必要がある。

(6) 一の橋取水施設

■概要：一の橋取水施設は一の橋地区の住民110人へ水道水を供給している。取水施設から浄水場までは3,082mの導水管で沢の水を送っているが、昭和48年の建設から50年が経過していることから施設の老朽化が著しい状況であった。

■所見：8月の大雨においては、取水施設や導水管路などで大規模な洪水被害に見舞われ復旧までに数日を要したとのことであり、特に取水施設までの管理用道路においては、3か所の道路寸断などの被害にあっている。

今後は、大雨などに影響されないよう取水の場所や取水の方法など、水道水の安定供給に向けた、水道施設整備計画の早急な策定が必要である。

(7) 認定こども園運営状況

■概要：下川町認定こども園は、定員95名の保育施設であり、0歳から6歳までの幼児を6クラスに分けて保育をしており、「元気なこども」「思いやりのあるこども」「自分で考え行動表現できるこども」「楽しく遊べるこども」を保育の目標の「願うこどもの姿」とし保育計画を作成している。特色のある活動と



しては、「森のあそび」、食育への取り組み、地域間（世代）交流など取り組みを行っている。

こども園の運営では、一時保育の受け入れも行っており、保護者の傷病、冠婚葬祭、断続的な就労や育児疲労などの際に利用が可能である。

- 所見：保育士の業務は、事務作業を含めて増加傾向で勤務時間内に処理する事が難しい状況であるとのことから、事務作業の簡素化など工夫し、利用者のニーズに対応できるよう保育士が保育業務に専念できる環境づくりが必要である。

（８）下川小学校運営状況

- 概要：下川小学校の在籍児童数は、117 人であり、通常学級 6 クラス、特別支援学級 4 クラスとなっている。道費職員は、管理職、教諭、事務職員など 19 名とスクールサポートスタッフ 2 名、町費職員は、公務補、特別支援教育支援員等 4 名となっており、教育相談員や A L T も配置されている。

認定こども園との交流活動や中学校との連携、地域の大人たちがクラブ活動の講師を担うなど地域とのふれあい活動を積極的に取り組んでいる。

8 月の大雨の雨漏りにより、校舎のフローリングが浮き上がるという被害に合い、合板を敷くなどの応急的な措置が見られた。

- 所見：認定こども園との交流活動や小中連携を始め、町民との関わりを持つ授業や取り組みなどが活発で小学校の運営は、町民の理解や関心を喚起する上でも評価ができるものである。今後もより充実した運営を望むものである。また、雨漏りによるフローリングの被害については、校舎の老朽化が起因していることも考えられることから、原因の究明と速やかな改善策を講じて心身ともに健やかな子供たちが育むことができるよう、教育環境の整備と充実を図ることが必要である。



■総合所見

議会や委員会等で指摘した事項、意見等については、速やかに検討すべきである。

II 道内所管事務調査

- ◆ 調査の目的：懸案事務事業及び議会活性化に資する調査を行い、今後の行政推進に資する。

- ◆ 調査期間：令和5年10月24日（火）～26日（木）3日間

- ◆ 調査事項：（1）釧路市 ビジネスサポートセンターk-Biz の取り組みについて
（2）小清水町 防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」について
（3）北見市 書かないワンストップ窓口について

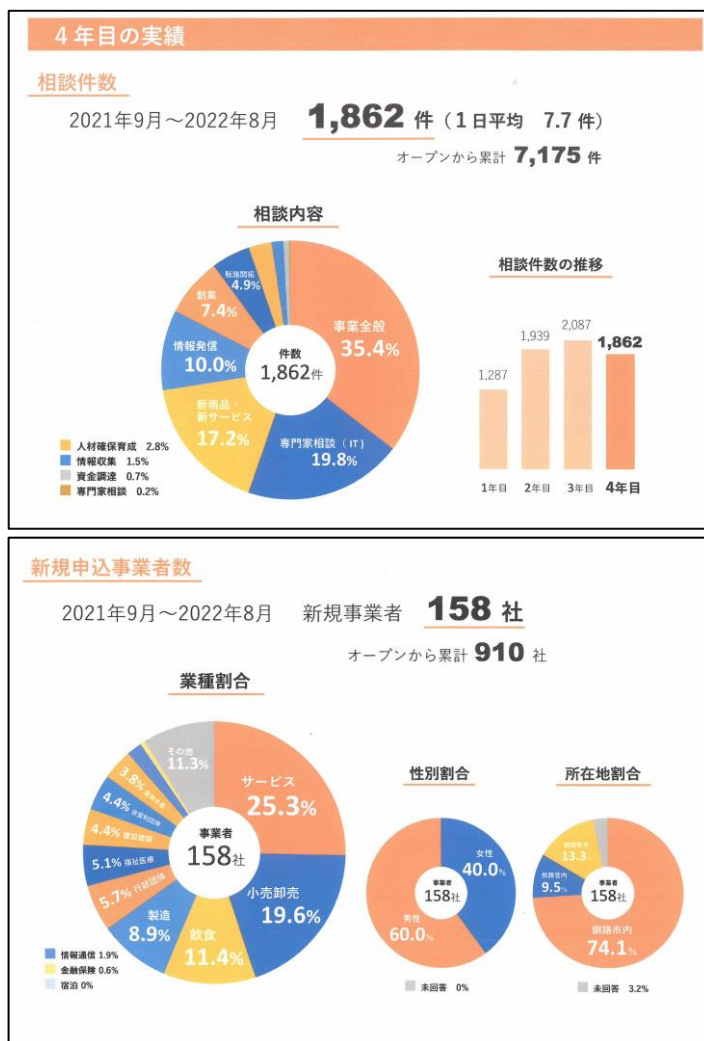
- ◆ 調査の概要と所見

（1）釧路市 ビジネスサポートセンターk-Biz の取り組みについて

・k-Biz の取り組みについて

釧路市では、地域経済のプラス成長と雇用の創出を図るため、企業の「稼ぐ力」の強化に取り組んでおり、平成22年度から継続的に連携を深めてきた「富士市産業支援センターf-Biz」をモデルに「釧路市ビジネスサポートセンターk-Biz」を設立、運営をしている。

k-Biz の立ち上げにあたり、地域の中小企業支援機関が一体となった運営が必要不可欠であると認識の下、平成29年8月に釧路市、商工・経済団体、金融機関等の10団体で構成する「釧路市ビジネスサポート協議会」を設立、センター長の公募を経て、翌平成30年8月に、北海道・東北エリアで初となる「釧路市ビジネスサポートセンターk-Biz」がオープンとなった。



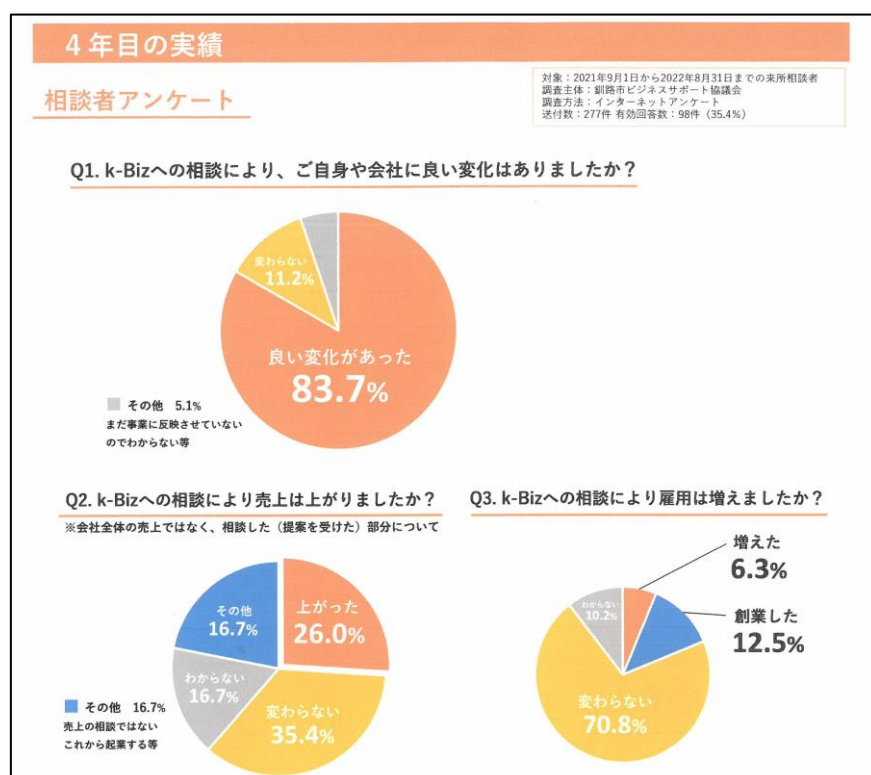
開設当初より、計画を大きく上回る件数の相談が寄せられたことから、2年目から副センター長とチーフディレクターを採用し体制を拡充している。累計相談件数は、7,000件を突破し、リピートでの利用が大半を占めており、地域の事業者の期待に応える質の高い継続的な支援を行う体制を維持している。

「釧路市ビジネスサポートセンターk-Biz」は釧路のあらゆる業種の中小企業、個人事業主、創業希望者を応援する無料の相談所であり、全国公募で110人に中から選ばれたセンター長が「ビジネスの流れを変える具体的な提案」で相談者をサポートしている。

無料の経営相談は、事前予約、1回1時間、回数制限なしの伴走型支援で、相談内容は、お客を増やしたい、商品が売れない、新たなビジネスを考えている、事業承継を考えているなど経営に関する様々な相談が寄せられている。



(釧路市役所担当者からの説明)



アドバイザーの募集は全国に公募をしており、結果にこだわる成果主義と民間の感覚を大事にするため第一線で働いていた有能な人材を採用している。アドバイザーは単年契約であり、1年に2回の実績評価会を実施し成果が出なければ契約は解除となる。また、2か月に1回のアドバイザー向けの研修を実施しており、常にアドバイザーの資質の向上に努めている。

相談者アンケートでは、「良い変化があった」が 83%であった。また、「売上が上がった」が 26%、「雇用が増えた・創業した」が 18.8%であり事業として大きな成果を出している。

【所見】

釧路市の k-Biz の取り組みは、中小企業支援として大きな効果が見られた。

中小企業支援への取り組みは、地域活性化にも繋がる重要なものである。現在、設立にむけた作業を進めている中間支援組織や近い将来に制定が予定されている仮称「産業振興条例」などを通じて持続性があり相談体制が明確なより実効性の高いものとなるよう努めていただきたい。

(2) 小清水町 防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」について

・建設までの経緯

小清水町の旧役場庁舎は、昭和 37 年に建築され 50 年以上が経過し平成 19 年に内外装のみの改築を行ったが建物躯体の老朽化に伴い耐震も不十分であった。庁舎は、住民が日常的に利用する施設で建物の安全性は不可欠であり、災害発生時には、災害対策本部としての業務を行う重要な拠点となる。一方で、平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震の際に炊き出しや充電ステーションとして開放した旧中央公民館も、完成から 50 年以上が経過しているため老朽化と耐震不足が課題となっていた。

令和 5 年 5 月に老朽化していた役場庁舎（防災拠点）と中央公民館（避難所）を一体化させ、賑わいの創出と町民の憩いの場も併せ持つ複合型庁舎としてオープンした。総事業費 29 億 3,965 万 6 千円で、市町村役場機能緊急保全事業債及び過疎対策債が主な財源となっている。



・複合庁舎について

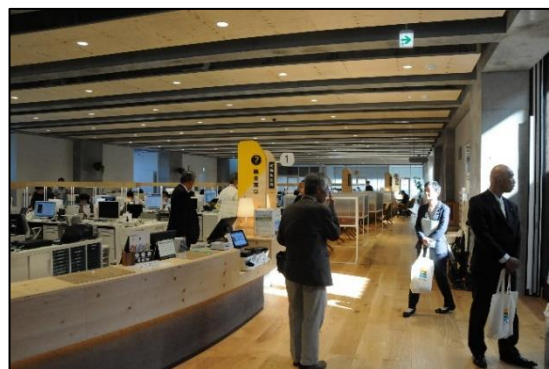
小清水町防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」は、行政としての業務を担う「庁舎ゾーン」と、町民が気軽に足を運び様々なコミュニティが生まれる場所となるような「にぎわいゾーン」を併設しており、非常時でも施設がそのまま機能する「フェーズフリー」の考え方を導入した防災拠点を併せもった施設である。

施設内の「庁舎ゾーン」は、小清水町の畑の起伏をイメージしてデザインされた曲線のカウンターが象徴的であり、来訪者が庁舎に入りやすい作りとなっている。また、窓口業務はキャッシュレス対応となっていた。



(窓口を設置しているキャッシュレス決済機)

施設内の「にぎわいゾーン」には、にぎわい広場の他に日常の家事を軽減するためのコインランドリー、介護予防や健康推進のためのフィットネスクラブ、地元食材を提供するカフェ、自治会や各種団体が気軽に利用できる活動室やサークル室などがあり、町民一人ひとりが“ワタシノ居場所”と思える場所づくりで多様性のある空間づくりとなっていた。



(庁舎ゾーンの様子)

・フェーズフリーと防災拠点

フェーズフリーとは、日常的に使っていた設備を非常時でも役立てることができるという防災の新しい考え方である。防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」は、災害発生時の防災拠点としての役割を担っており、駐車場や建物内に一時的に避難できる「一時避難場所」となっている。

防災拠点として、停電時でも72時間稼働できる非常用発電機を設置しており、断水に備えトイレなどに使用する雑用水は地下の雑用水槽、シャワーやランドリーには室内に受水槽を設置、飲み水については、ペットボトルを備蓄している。フィットネス空間は、機器を移動させてスペースを確保し一時避難所に、カフェ機能は、炊き出し可能な設備を導入、コインランドリーは、非常時に無料開放することで衛生保持に活用することができ、温泉熱を利用した床暖房で万一停電になっても暖かく過ごすことができる作りとなっている。また、国道に面している庁舎のため、町長室、副町長室は異変などにいち早く気付けるよう市街地を一望できる国道側に設置している。



(にぎわいゾーンのコインランドリーとフィットネスクラブの様子)

【所見】

本町の役場庁舎は建設から約 50 年が経過しており更新時期に来ているものと考えられる。

小清水町役場庁舎のように行政や議会の事務処理等の機能にとどまらず防災機能や地域住宅の「癒し」や「交流」のスペース（カフェ）の確保などにより満足度の高いものとなるよう機能の充実や財源確保など十分考慮し住民との合意形成を図りながら慎重に役場庁舎の更新整備を進めていただきたい。

(3) 北見市 書かないワンストップ窓口について

・北見市の窓口改善

北見市は、かねてから窓口改善の取り組みを行ってきっていたが、平成 24 年に「新人職員が市役所窓口を利用したら実験」として利用者目線で課題点や改善点を探すグループワークを行った。グループワークでは、手続きごとにたくさんの用紙がある、必要な書類がわからない、記入方法がわからない、何度も住所と氏名を記入させられる、市民も職員も手間と時間がかかっている、複数の窓口で手続きが必要であるなど課題点があげられた。

そこで、若手職員が「予算をかけずにできることから窓口を改善したい」と市長に提案し、窓口業務改善事業がスタートした。

それぞれの業務で異なっていた申請書の統一化を図り、転入、転出、出生、婚姻、死亡などのライフイベント別に職員と来訪者が必要な手続きを一目で確認できる「手続きチェックシート」を作成した。また、課や手続きごとに異なっていた本人確認も住民票交付の際の本人確認を基本として統一化させるなど、できるだけ利用者視点から改善策を検討し、まずはアナログな改良を行ってきた。

平成 26 年には、最初に訪れた窓口でできるだけ多くの用件を終え、来訪者の負担感と二度手間を減らすことを目的として「北見市ワンストップサービス推進計画」を立案、平成 28 年には、民間会社と共同開発した「窓口支援システム」を導入。「窓口支援システム」は、窓口のパソコンで各課が使用している複数の業務システムから必要なデータを読み込むことができ、窓口ナビゲーションで、窓口担当者が行う手続きが即時に表示される。システム導入でひとつの窓口で一人の職員が対応するワンストップ窓口が本格稼働となった。



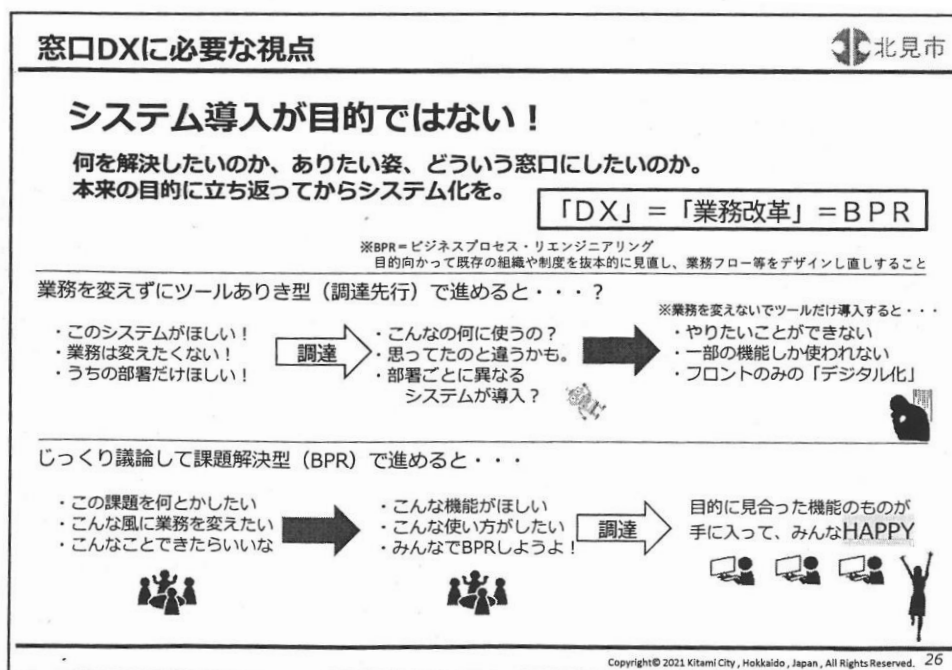
(北見市役所窓口と視察の様子)

・書かないワンストップ窓口とは

北見市の「書かない窓口」とは、市役所窓口で転入・転出などの手続きや、各種証明書の交付を受ける際に、申請書等に記入することなく手続きができるサービスである。来訪者は窓口でマイナンバーカード等の本人証明を提出して来訪者の同意を得た上で職員が申請や手続きに必要な情報事項を聞き取りをしながら窓口支援システムに入力をする。自動的に申請書等が作成され、最後に印刷された申請書等の内容を来訪者と確認をして署名をもらい手続きが完了する。

視察時に、実際に窓口で転居手続きのデモンストレーションを行った。来訪者がマイナンバーを提示することによって、職員がシステムに入っている住基情報を呼び出し、本人に同意を得て表示された住基内容を口頭で確認、ご家族の誰が転居するのか、転居先の住所などを聞き取りシステムに入力をする。ワンストップ窓口で対応している業務の国民健康保険や後期高齢者医療、各種医療費助成、転居によって子どもの小・中学校の学区の変更もこの窓口で手続きとなる。また、行政で手続きできない電気契約などは、手続き先などが記入された用紙を手渡して案内をしている。ひとつの窓口で一人の職員が対応することによって、来訪者の利便性向上だけでなく、職員の業務効率改善にも貢献している。

窓口DXは、デジタル化だけが目的ではなく、窓口利用者の視点からどのような窓口にしたいか考える業務改革が先にあるもので、その後に目的に合った機能のシステムを導入することが重要であり、「業務改革（BPR）」と「システム活用」の2つをセットで取り組む必要があるとの説明であった。



（北見市役所ワンストップ窓口視察資料より）

【所見】

北見市の窓口サービス改善の取り組みについては、一部若手職員の熱意ある提案を発端に、従来の紙に書く住民票や印鑑登録証明書の発行など、市役所に来る人たちの手間を省くことや事務改善につながるもので住民の満足度はかなり高いものであった。この取り組みは住民サービスの向上や事務改善、DXの推進にも繋がるものであることから、本町においてもDXに見識のある職員や窓口担当者など中堅職員を中心に早期に住民サービスの向上のため先進地視察などを進めることが重要と考える。

(7) 下川町議会脱炭素推進調査特別委員会における調査の実施概要

特別委員会は、地方自治法第 109 条第 4 項で、「議会の議決により付議された事件を審査する」とされています。

特別委員会は、町政の重要課題のうち、特定の事項の調査を実施するために本会議の議決により設置されます。

下川町議会脱炭素推進調査特別委員会は、令和 3 年 3 月定例会議で「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の設置に関する決議」の議決により設置されました。設置の目的は、脱炭素の推進に関する調査としております。

令和 4 年の下川町議会脱炭素推進調査特別委員会において、下川町議会における脱炭素推進に関する行動指針や行動案の内容について協議を行ってきたほか、実効性のある脱炭素社会の推進に資するため道内先進地への視察調査も実施してきました。町から計画の素案説明や策定のスケジュールなどが示され、令和 4 年の定例会会期中に計画に関しての結論は出ないものとの判断に至りました。

改選後の令和 5 年下川町議会定例会 6 月定例会議において、新たに本特別委員会が設置され、ゼロカーボンの実現に向けた取組の実施内容や下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について調査を行ってきました。

以下に、調査結果報告を掲載します。

I 調査結果報告

(令和 6 年 3 月 15 日 3 月定例会議最終日に議場において報告)

◆ 開催年月日及び場所

令和 5 年 6 月 21 日	第 1 回特別委員会	議会委員会室
令和 5 年 12 月 6 日	第 2 回特別委員会	議会委員会室
令和 6 年 2 月 9 日	第 3 回特別委員会	議会委員会室
令和 6 年 2 月 27 日	第 4 回特別委員会	議会委員会室

◆ 調査経過

令和 5 年下川町議会定例会 6 月定例会議において本特別委員会が設置され、ゼロカーボンの実現に向けた取組の実施内容や下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について調査を行ったところである。

特別委員会は 4 回開催され、その概要は次のとおりである。

(1) 第1回特別委員会

日時：令和5年6月21日

場所：議会委員会室

概要：町が進めるゼロカーボンの実現に向けた具体的な取組の内容や、今年度策定する下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗状況についてゼロカーボン推進戦略室から説明を受け、意見交換や協議を行った。

(2) 第2回特別委員会

日時：令和5年12月6日

場所：議会委員会室

概要：第1回の特別委員会において説明を受けた、下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定スケジュールが大幅に遅れていたことから、ゼロカーボン推進戦略室に計画の策定が遅れている理由などの説明を求めた。また、再生可能エネルギーの導入目標などの説明も受け、意見交換や協議を行った。

(3) 第3回特別委員会

日時：令和6年2月9日

場所：議会委員会室

概要：下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の今後の在り方などについて、委員会で意見交換や協議を行った。

(4) 第4回特別委員会

日時：令和6年2月27日

場所：議会委員会室

概要：パブリックコメントを終え策定された、下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についてゼロカーボン推進戦略室から説明を受け、意見交換や協議を行った。

◆ 今後の予定

(1) 下川町議会脱炭素推進調査特別委員会最終報告

日時：令和6年3月15日

場所：議場

概要：本報告書のとおり

◆ 調査結果

地球温暖化は、自然生態系や人間社会、水資源、農作物、海洋生物の生息域の変化などに大きく悪影響を及ぼすもので、温暖化の大きな要因である二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減対策は、人が安全で安心して暮らしていくために早急に取り組まなければならない喫緊の課題である。

この度策定された下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条に基づくもので、地球温暖化対策を推進する総合的な計画として温室効果ガスの削減目標や再生可能エネルギーの導入目標を設定し、その目標達成に向けた取組の方向性を示して町民、事業者、行政の各主体が地球温暖化対策を推進するうえで指針となる、計画期間を2023年度から2030年度までの8年間とする重要な計画である。

この計画については、令和4年の下川町議会脱炭素推進調査特別委員会において計画の素案説明や策定のスケジュールなどが示されたところであるが、令和4年の定例会会期中に計画に関する結論は出ないものとの判断に至り、当時の委員会として計画の策定に際して、「さらに住民参加による議論を深めていただき、SDGs未来都市しもかわに相応しいより良い計画の策定となるよう望むものである。」と意見が付されたところである。

以上の経緯を踏まえ当委員会として、効果的で実効性の高い計画となるよう調査及び委員間討議を進めてきた。

実行計画の当初の策定スケジュールは、令和5年10月までの策定・公表という流れであったが、町の機構改革や想定外の事務作業の増加などにより策定作業が大幅に遅れ、3月の策定・公表に至ったところである。

実行計画策定の趣旨などは、前述のとおりであるが計画の主な内容は、温室効果ガス排出量の状況及び削減目標などのほか、目標達成に向けた取組や気候変動の影響に対する適応策、計画の推進体制となっている。

具体的には、地球温暖化の現状把握と分析などを行い、2019年度と比較した温室効果ガス削減の中期目標では、2030年度までに48%の削減、また、長期目標として2050年度までに排出量が実質マイナスとなる「カーボンネガティブ」を目標としているものである。

それら目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの導入目標、取組の基本方針、産業・業務・家庭部門での具体的な取組、計画の推進体制に加えて気候変動の影響に対する適応策も詳細に盛り込まれていた計画であった。

一方で下川町議会は、令和3年下川町議会定例会3月定例会議において、「ゼロカーボンシティしもかわ宣言の推進に関する決議」を採択し、その決議内容を議会の行動として具体的に示すために、令和4年下川町議会定例会5月臨時会議において、「下川町議会における脱炭素（ゼロカーボン議会）の行動指針に関する決議」を採択し、議会活動における二酸化炭素排出量の削減に努め、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会が保有するオフセット・クレジット（J-VET）と連携し、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボン議会」を進めてきたところである。

前年の定例会会期中である令和4年5月から令和5年2月までの実際の議会活動における電気使用量や議会参集、会議及び研修視察等における交通利用での二酸化炭素排出量は、4,018kg-CO₂でオフセットの実施には、令和4年下川町議会定例会の全会期中を対象とすることが決議の趣旨にも適うものであることを鑑みて、その後の3月及び4月

の活動を排出予定量として、電気及び交通利用を合わせて、225kg-CO₂と見込んだ結果、会期中の合算は、4,243kg-CO₂となったところであり、クレジットとして購入する会期中の議会活動による二酸化炭素排出量を5t-CO₂としたところである。

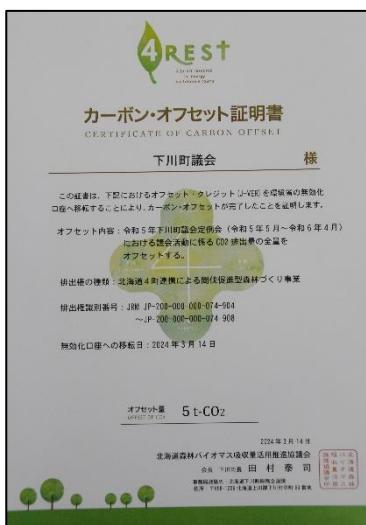
これら排出された二酸化炭素（予定量を含む）については、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会のオフセット・クレジットにおける相殺は、55,000円となっている。

今期も前年と同様の期間及び算出方法により、排出量を積算したところ4,480kg-CO₂となり、クレジットとして購入する会期中の議会活動による二酸化炭素排出量は前年と同様の5t-CO₂となり、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会のオフセット・クレジットにおける相殺は、55,000円となった。

結果として、前年よりも議員数が1名減となったにも関わらず、二酸化炭素排出量が前年とほぼ変わらなかったことは、昨年の選挙後の議員の役職の変更に伴う移動距離の変動などが要因となっているが二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボン議会」をより実効性のあるものとするためには、議員それぞれが高い意識と自覚の下、自主的に活動する必要があると再認識したところである。



以上により、下川町議会における議会活動の二酸化炭素排出量実質ゼロとする活動を実践してきたところであるが、今後の活動については、この度の下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に伴い実行計画の取組に移行し、町民、事業者及び行政に加えて議会も自主的に、地域と一体となって積極的に取り組むこととしたものである。



最後に、この度策定された下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進にあたっては、委員の多くから地域が一丸となって目標を達成するためには、地域での十分な理解が必要であり、地球温暖化の状況や温暖化による影響、具体的な取組などについて、分かりやすい啓蒙及び啓発活動を積極的に進めるべきとの意見に至ったところである。

以上の報告をもって、今期における特別委員会の調査及び活動の経過と結果の報告とする。

(8) 広聴広報活動（広聴広報報特別委員会）

下川町議会では、議長を除く全議員で、議会広聴及び議会広報に関する調査・研究、編集並びに発行に関することを目的に「議会広聴広報特別委員会」を設置しており、次の活動を行っています。

① 議会だより、かわら版（議会だより速報版）の発行

(1) 議会だより

- ・ 5 月、8 月、11 月、2 月に発行（※各号の概要は資料編に掲載）
- ・ 発行部数：1,700 部
- ・ 配布方法：公区を通じて全戸配布

その他、役場庁舎、総合福祉センター、公民館窓口にて配布

- ・ 下川町のホームページに掲載（PDF 形式）

(2) かわら版

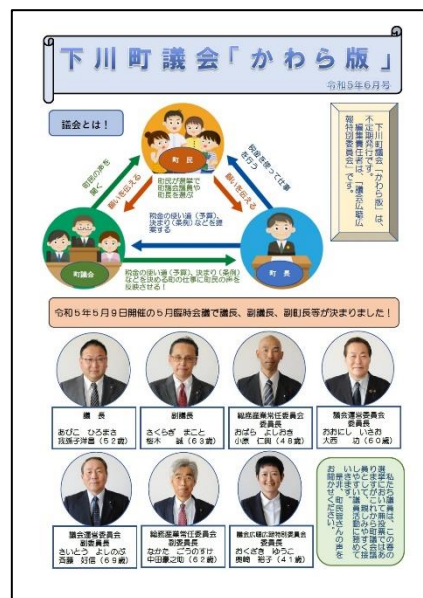
- ・ 不定期発行

（令和 5 年定例会は、6 月、1 月、4 月の 3 回発行）

- ・ 発行部数：180 部
- ・ 閲覧方法：公区回覧

その他、役場庁舎、総合福祉センター、
公民館窓口にて配布

- ・ 下川町のホームページに掲載（PDF 形式）



② 町民意見交換会（議員とフリートーク）の開催

平成 27 年度から、町民から議会活動や町政に対して直接意見を伺う機会として、町民意見交換会（井戸ばた会議）を定例会前に開催してきました。井戸ばた会議ではテーマに沿って意見交換をしてきましたが、令和 5 年度から、様々な町民の声を聴けるようテーマを設けないフリートーク形式とし、議員を身近に感じてもらえるよう、名称を「議員とフリートーク」に変えています。

午後（18 時から 20 時）だけでなく午前（10 時から 12 時）にも開催したところ、参加者の幅や人数の増加につながりました。参加しやすい時間帯・開催方法などを工夫していくとともに、各種団体の会合に合わせて議会から赴くことや、議員とフリートークで出された意見をどのように取り扱っていくかは、検討していく必要があります。

③ 議会モニター制度

平成 30 年度から、下川町議会では「下川町議会モニター設置要綱」を制定し、18 歳以上の町民 6 名から議会活動や町政に対する多様な意見、批判、提案等を受けて、これらを議会活動に反映させてきました。

議会モニター制度は、下川町議会基本条例においても、第 17 条第 3 項で条文化され、令和 5 年の議会活動でも、町民 6 名の議会モニターを委嘱しました。

- ・令和 5 年議会モニター：6 名（男性 3 名、女性 3 名）
- ・委嘱期間：令和 5 年 5 月～令和 6 年 3 月

議会モニターの皆さんには、本会議の傍聴や YouTube の視聴、議会だよりなどへの意見・感想、議員とフリートークへの参加、また令和 5 年度は、議会モニターと議会が直接意見交換をするモニター会議に出席していただきました。モニター会議では、多くの町民に興味を持ってもらえるよう、オンライン中継や YouTube を使った議会の情報発信について意見交換をしました。

いただいた感想や意見の一部を紹介します。

- ・「議会だよりは、写真が増えて見やすくなった」
- ・「議員とフリートークは、明るい雰囲気です話やすく、直接話ができるいい」
- ・「ほかの議会モニターからどんな意見が出たのかが知りたい」
この意見については、議会モニターの承諾を得て、情報共有できるよう対応していきます。
- ・「議員とフリートークで話された内容にどう対応したのかわかるといい」
令和 5 年の議員とフリートークで出された意見などには、相談者へ個別対応していましたが、町民に向けた情報発信については検討していきます。

このほかにも様々な意見がありましたが、対応する人材不足など実現が難しいものもあります。いただいた意見や課題については、令和 6 年の議会活動で検討することになります。

また、議会モニター制度は設置から一定期間経っていることから、制度を検証する必要があります。より多くの町民に議会活動へ興味関心を持ってもらい、様々な意見を議会活性化につなげられるよう、議会モニター制度のあり方についても検討していきます。

* 下川商業高等学校生の議会見学

議会モニター制度の開始に合わせモニター事業の一環として、議会に興味や関心を持ってもらうことを目的に、下川商業高等学校の生徒を招いて議会見学を行っています。

令和5年は12月6日に実施。役場庁舎3階の本会議場で、町長、副町長、教育長も参加し、高校生が一般質問を体験しました。6グループに分かれた高校生は、議員と打合せのあと議長の進行で質問し、町長らの答弁をもらいました。

その後、参加した高校生から議会に対する意見や感想、町づくりに対する提案など、議会活動への貴重な意見をいただきました。



④ 下川町議会ホームページ

ホームページでは、定例会議や臨時会議の告知のほか、以下の情報を掲載しています。

- ・ 会議録（定例会議、臨時会議）
- ・ 文書質問及び回答
- ・ 議会だより
- ・ 議会白書
- ・ YouTube リンク（本会議の様様）
- ・ その他のお知らせ

令和6年も、引き続き議会モニター制度や議員とフリートークを通じて、町民との対話機会を増やし、多様な意見や視点を議会活動に反映させていきたいと考えています。このほかにも、各種研修や他市町村の取り組みなどを参考にしながら、議会活動に対する町民の関心を高めていけるような取り組みを研究していきます。

(9) 一部事務組合（消防・衛生施設）議会

◆上川北部消防事務組合

上川北部消防事務組合は、1市3町1村（名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村）が共同で消防事務を行うために設置している一部事務組合です。事務組合の管理者は名寄市長が、副管理者にはそれぞれの町村長が就任しています。

また、事務組合には議決機関として組合議会が組織されており、構成市町村の議会から選挙により選ばれた11名の議員により構成されています。下川町からは2名が組合議員となっています。

*上川北部消防事務組合議会の開催状況

会議名	令和5年第2回上川北部消防事務組合議会臨時会	
日 時	令和5年6月2日(金) 15時00分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	議案第1号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	議案第2号	財産の取得について
	議案第3号	令和5年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第1号）
	議案第4号	上川北部消防事務組合監査委員の選任について
	報告第1号	令和4年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書の報告について

会議名	令和5年第2回上川北部消防事務組合議会定例会	
日 時	令和5年12月4日(月) 14時00分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	行政報告	第2回上川北部消防事務組合定例会行政報告
	議案第1号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	議案第2号	上川北部消防事務組合火災予防条例の一部改正について
	議案第3号	令和5年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第2号）
	議案第4号	令和4年度上川北部消防事務組合一般会計決算の認定について

会議名	令和6年第1回上川北部消防事務組合議会定例会	
日 時	令和6年3月4日(月) 14時00分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	執 行 方 針	令和6年消防行政執行方針
	議 案 第 1 号	上川北部消防事務組合分担金条例の一部改正について
	議 案 第 2 号	上川北部消防事務組合手数料条例の一部改正について
	議 案 第 3 号	令和5年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第3号)
	議 案 第 4 号	令和6年度上川北部消防事務組合一般会計予算

◆名寄地区衛生施設事務組合

名寄地区衛生施設事務組合は、1市2町1村（名寄市、下川町、美深町、音威子府村）がし尿やごみ処理施設の管理・運営の事務を共同処理するために設置された一部事務組合であり、事務組合の管理者は名寄市長が、副管理者にはそれぞれの町村長及び名寄市副市長が就任しています。

また、事務組合には議決機関として組合議会が組織されており、構成市町村の議会から選挙により選ばれた13名の議員により構成されています。下川町からは2名が組合議員となっています。

*名寄地区衛生施設事務組合議会の開催状況

会議名	令和5年第2回名寄地区衛生事務組合議会臨時会	
日 時	令和5年6月2日(金) 11時00分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	議 案 第 1 号	名寄地区衛生施設事務組合監査委員の選任について

会議名	令和5年第3回名寄地区衛生事務組合議会臨時会	
日 時	令和5年9月22日(金) 10時30分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	議 案 第 1 号	工事請負契約の締結について
	議 案 第 2 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
	議 案 第 3 号	専決処分した事件の報告について

会議名	令和5年第2回名寄地区衛生事務組合議会定例会	
日 時	令和5年12月4日(月) 15時30分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	行 政 報 告	令和5年組合議会定例会行政報告
	議 案 第 1 号	令和5年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算(第1号)
	議 案 第 2 号	令和4年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計決算の認定について
	議会報告第1号	例月出納検査の結果報告について

会議名	令和6年第1回名寄地区衛生事務組合議会臨時会	
日 時	令和6年3月4日(月) 15時30分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	執 行 方 針	令和6年度行政執行方針
	議 案 第 1 号	名寄地区衛生施設事務組合パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議 案 第 2 号	名寄地区衛生施設事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
	議 案 第 3 号	令和5年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算(第2号)
	議 案 第 4 号	令和6年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計予算
	議会議案第1号	名寄地区衛生施設事務組合議会会議規則の一部改正について
	議会報告第1号	例月出納検査及び定期監査の結果報告について

(10) 下川町議会諮問会議の設置

下川町議会基本条例の制定時において、議員定数や議員報酬などの改正にあたっては、町民会議やアンケート調査等により十分に町民の意向を確認するなどして決定していくことが規定されております。それらの目的を達成する手段のひとつとして、「下川町議会諮問会議」が下川町議会の附属機関との位置づけで議会基本条例第 28 条の規定に基づき設置されています。

下川町議会諮問会議は、令和 3 年 9 月 17 日開催の令和 3 年 9 月定例会議最終日において設置が議決されました。委員の任期は 2 年となっており、5 名の委員を委嘱しております。

委員の委嘱状況、設置後に開かれた会議は以下のとおりです。

◆下川町議会諮問会議委員

(任期：令和 3 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日)

氏 名	役 職	
高 橋 裕 明	会長	
渡 邊 大 介	会長職務代理者	
三 島 卓		
西 村 和 樹		※敬称略
瀬 川 聖 子		

(任期：令和 5 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日)

氏 名	役 職	
高 橋 裕 明	会長	
渡 邊 大 介	会長職務代理者	
若 園 佳 子		
西 村 和 樹		※敬称略
瀬 川 聖 子		

◆会議開催状況及び審議案件（令和 3 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日）

回	開 催 日	案 件
令和 3 年定例会議会期中の開催会議		
1	令和3年11月 8日	下川町議会議員の期末手当の改定について など
2	令和4年 1月20日	下川町議会会議条例の一部改正について 下川町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の特例条例について
3	令和4年 2月21日	下川町議会会議条例の一部改正について 下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)について

一	令和4年 4月12日	下川町議会議員との意見交換会
4	令和4年 4月25日	下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)について
令和4年定例会議会期中の開催会議		
5	令和4年 5月31日	下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)に係る意見書案について など
6	令和4年11月29日	下川町議会議員報酬等の期末手当支給率の改定(案)及び意見書(案)について 個人情報保護法改正に伴う「議会の個人情報の保護に関する条例」の新規制定について

◆会議開催状況及び審議案件（令和5年11月1日～令和7年10月31日）

回	開催日	案 件
令和5年定例会議会期中の開催会議		
1	令和5年11月22日	下川町議会議員報酬の期末手当支給率の改定(案)について など

(11) 視察対応

行政視察は、議会における政策立案や意思決定に資するために、他自治体等の先進的な取り組みや施策、実情を現場に赴いて調査・研究を行う重要な議会活動となります。下川町議会においても、道内外の他自治体等への行政視察を実施しております。

また、他の自治体等の視察についても受入れを行っています。

ここでは、通年議会開始後から、下川町議会としての受入・対応状況について記載しています。

◆視察受入対応

月 日	受 入 議 会 等	内 容	受入人数
令和3年定例会議会期中			
1	10/18	和寒町議会	議会改革、議会活性化について 10 (随行 1)
令和4年定例会議会期中			
1	8/29	東川町議会総務文教常任委員会	SDGs、バイオマスについて 7 (随行 2)
2	11/7	美深町議会	議会運営、議会のゼロカーボンの取り組みについて 10 (随行 1)
令和5年定例会議会期中			
1	6/29	剣淵町議会定数等議会改革特別委員会	議会改革の取り組みについて 9 (随行 2)
2	7/12	岐阜県郡上市議会政策立案を進める会	SDGs、バイオマスについて 13
3	7/21	和寒町議会活性化等特別委員会	議会運営委員会、常任委員会等の運営について 8 (随行 2)
4	11/6	浦幌町議会総務文教厚生常任委員会	地域共育ビジョン、総合教育大綱の各施策について 5 (随行 2)
5	12/7	美瑛町議会議会報特別委員会	議会だより、議会モニター制度について 5 (随行 2)

5. 資料編

◆議会費の推移及び構成比

【当初予算】

年 度	議会費当初予算(千円)	一般会計当初予算(千円)	構成比(%)
令和2年度	36,940	5,066,000	0.73
令和3年度	36,720	5,103,000	0.72
令和4年度	37,160	5,247,000	0.71
令和5年度	37,970	5,297,000	0.72
令和6年度	37,451	5,614,000	0.67

【決算】

年 度	議会費決算額(千円)	一般会計決算額(千円)	構成比(%)
平成30年度	35,121	4,932,639	0.71
令和元年度	33,428	4,983,375	0.67
令和2年度	33,216	5,530,438	0.60
令和3年度	33,121	5,997,048	0.55
令和4年度	34,701	5,857,349	0.59

◆YouTube 閲覧数（令和5年定例会分） ※令和6年5月8日現在

§ 本会議（定例会議）

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)
6月定例会議	令和5年 6月 19日	205
	令和5年 6月 22日	174
9月定例会議	令和5年 9月 13日	101
	令和5年 9月 14日	99
12月定例会議	令和5年12月 11日	162
	令和5年12月 12日	74
	令和5年12月 13日	80
	令和5年12月 14日	100
3月定例会議	令和6年 3月 6日	91
	令和6年 3月 15日	94

§ 本会議（臨時会議）

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)
5 月臨時会議	令和5 年 5 月 9 日	284
6 月臨時会議	令和5 年 6 月 6 日	179
7 月臨時会議	令和5 年 7 月 10 日	147
7 月第2 回臨時会議	令和5 年 7 月 25 日	153
8 月臨時会議	令和5 年 8 月 28 日	260
10 月臨時会議	令和5 年 10 月 13 日	176
11 月臨時会議	令和5 年 11 月 1 日	140
1 月臨時会議	令和6 年 1 月 25 日	116
2 月臨時会議	令和6 年 2 月 27 日	73

§ 一般質問

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)	質問議員数
6 月定例会議	令和5 年 6 月 20 日	747	4
9 月定例会議	令和5 年 9 月 14 日	899	3
12 月定例会議	令和5 年 12 月 12 日	596	5
3 月定例会議	令和6 年 3 月 14 日	1,178	5

※一般質問の閲覧数は、全議員合計の閲覧数で掲載しています。

YouTube 検索

北海道下川町議会
@user-volpy0jedx・チャンネル登録者数 128人・245 本の動画
北海道下川町議会のページです。 ...さらに表示

登録済み

ホーム 動画 再生リスト コミュニティ

おすすめ

令和5年定例会 12月定例会議① 12月11日
行政報告、議案上程、ほか
2:50:44
令和5年下川町議会定例会12月定例会議①12月11日
行政報告、議案上程、ほか
163 回視聴 - 5ヶ月前

令和5年定例会 11月臨時会議① 11月1日
46:11
令和5年下川町議会定例会11月臨時会議① 11月1日
141 回視聴 - 6ヶ月前

令和5年定例会 10月臨時会議① 10月13日
25:56
令和5年下川町議会定例会10月臨時会議① 10月13日
176 回視聴 - 7ヶ月前

◆本会議傍聴人数

(定例会議)

会 議 名	会 議 日	傍聴数(人)	備 考
6 月定例会議	令和5年 6 月 19 日	3	
	令和5年 6 月 20 日	4	
	令和5年 6 月 22 日	0	
9 月定例会議	令和5年 9 月 13 日	1	
	令和5年 9 月 14 日	4	
12 月定例会議	令和5年12月 11 日	1	傍 聴 数 制 限
	令和5年12月 12 日	4	
	令和5年12月 13 日	0	
	令和5年12月 14 日	1	
3 月定例会議	令和6年 3 月 6 日	0	
	令和6年 3 月 14 日	2	
	令和6年 3 月 15 日	0	

※報道を除く人数を計上しています。

※傍聴数制限は、感染症防止のための措置

(臨時会議)

会 議 名	会 議 日	傍聴数(人)	備 考
5 月臨時会議	令和5年 5 月 9 日	13	
6 月臨時会議	令和5年 6 月 6 日	1	
7 月臨時会議	令和5年 7 月 10 日	2	
7 月第2回臨時会議	令和5年7月 25 日	1	
8 月臨時会議	令和5年 8 月 28 日	3	
10 月臨時会議	令和5年10月 13 日	3	
11 月臨時会議	令和5年11月 1 日	1	
1 月臨時会議	令和6年 1 月 25 日	2	
2 月臨時会議	令和6年 2 月 27 日	0	

※報道を除く人数を計上しています。

◆議会だより発行状況

令和5年8月発行（第201号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※郡上市議会政策立案を進める会行政視察の様子
2	議会及び議員の活動目標を公表します
3	議会及び議員の活動目標を公表します
4	6月定例会議
5	6月定例会議議決・議員賛否一覧
6	一般質問 桜木議員、斉藤議員
7	一般質問 奥崎議員、中田議員
8	5月・6月臨時会議
9	5月・6月臨時会議議決・議員賛否一覧
10	岐阜県郡上市議会が行政視察に来ました
11	議会白書を発行しました
12	議会活動の仕組み⑧ 今後の定例会議予定、編集後記



令和5年11月発行（第202号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※議員とフリートーク
2	9月定例会議
3	9月定例会議
4	9月定例会議議決・議員賛否一覧
5	一般質問 中田議員、小原議員
6	一般質問 大西議員
7	7月・7月第2回・8月臨時会議
8	7月・7月第2回・8月臨時会議 議決・議員賛否一覧
9	文書質問
10	議会活動日誌、編集後記



令和6年2月発行（第203号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※はたちを祝うつどい
2	年頭のご挨拶
3	12月定例会議
4	12月定例会議議決・議員賛否一覧
5	12月定例会議議決・議員賛否一覧
6	一般質問 桜木議員、中田議員
7	一般質問 斉藤議員、奥崎議員
8	一般質問 小原議員
9	10月・11月臨時会議
10	10月・11月臨時会議議決・議員賛否一覧
11	決算認定審査
12	道内所管事務調査
13	町内所管事務調査
14	議員とフリートーク
15	高校生議会見学
16	議会活動日誌、編集後記



令和6年5月発行（第204号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※下川小学校入学式
2	3月定例会議
3	3月定例会議
4	総務産業常任委員会条例等審査
5	総務産業常任委員会条例等審査
6	令和6年度予算審査
7	令和6年度予算審査
8	3月定例会議議決・議員賛否一覧
9	3月定例会議議決・議員賛否一覧
10	一般質問 桜木議員、奥崎議員
11	一般質問 中田議員、小原議員
12	一般質問 斉藤議員



	下川町議会脱炭素推進調査特別委員会調査結果報告
13	1月・2月臨時会議 1月・2月臨時会議議決・議員賛否一覧
14	文書質問・小中学生議場発表
15	議員とフリートーク
16	議会活動日誌、編集後記

◆かわら版発行状況

- ・令和5年6月発行 議会とは！／議長・副議長、副町長等が決まりました！／各委員会の構成についてなど
- ・令和6年1月発行 12月定例会議を開催
- ・令和6年4月発行 3月定例会議を開催

▼議会だより編集委員会：委員長 奥崎 裕子
副委員長 中田 豪之助
委員 桜木 誠

◆町民意見交換（議員とフリートーク）開催及び参加者状況

§ 令和5年8月28日開催

午後6時 まちおこしセンター「コモレビ」 14名参加

§ 令和5年11月21日開催

午前10時 まちおこしセンター「コモレビ」 15名参加

午前6時 まちおこしセンター「コモレビ」 10名参加

§ 令和6年2月22日開催

午前10時 まちおこしセンター
「コモレビ」 16名参加

午後6時 まちおこしセンター
「コモレビ」 9名参加



議 員 名 簿

(任期：令和5年5月9日～令和9年4月30日)

(令和5年5月9日 時点)

議席	氏 名	年齢	党派	当選回数	所属委員会			摘 要
					総務産業	議会運営	広聴広報	
1	さくら き 木 誠	63	無	1	□	□	□	副議長
2	おく ぎき ゆう こ 子	41	無	1	□	□	◎	
3	お ぼら よし おき 小 原 仁 興	48	無	2	◎	□	□	
4	なか た ごう の すけ 中 田 豪之助	62	無	2	○	□	○	
5	おお にし いさお 大 西 功	60	無	3	□	◎	□	
6	さい とう よし のぶ 斉 藤 好 信	69	無	3	□	○	□	
7	あ び こ ひろ まさ 我孫子 洋 昌	52	無	3	議長はオブザーバーとして参加			議 長
8	欠 番							

※凡例：◎委員長 ○副委員長 □委員

※委員会正式名称 総務産業＝総務産業常任委員会 議会運営＝議会運営委員会

広聴広報＝議会広聴広報特別委員会

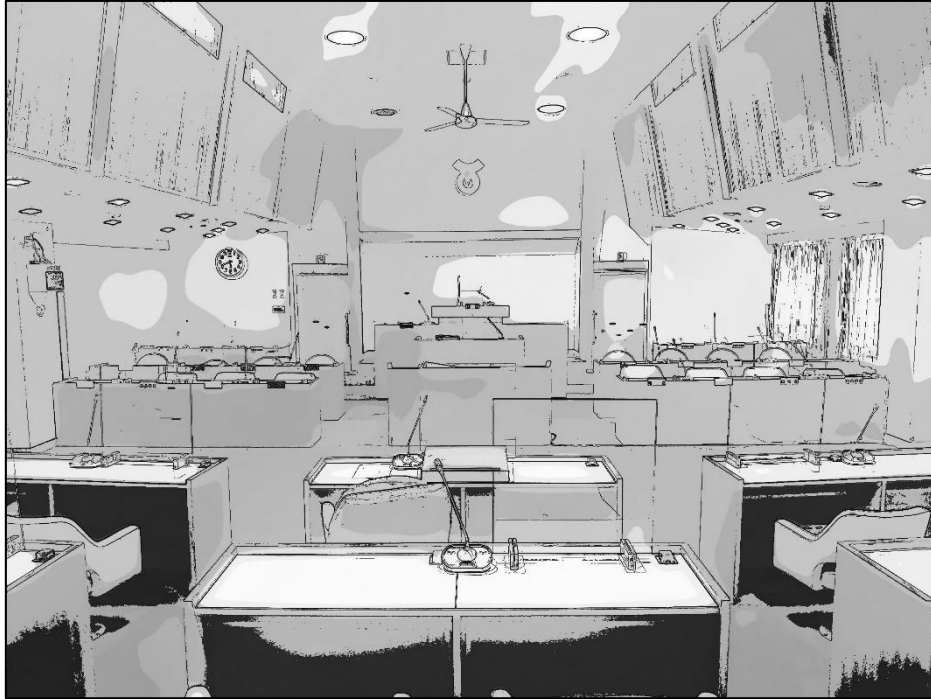
名寄地区衛生施設事務組合議会議員	斉 藤 好 信	奥 崎 裕 子
上川北部消防事務組合議会議員	大 西 功	桜 木 誠

	委 員 長	副委員長
決 算 認 定 特 別 委 員 会	斉 藤 好 信	桜 木 誠
予 算 審 査 特 別 委 員 会	中 田 豪之助	奥 崎 裕 子
下川町議会脱炭素推進調査特別委員会	桜 木 誠	大 西 功

※決算認定特別委員会は、9月定例会議中における「令和4年度決算認定審査」のため設置

※予算審査特別委員会は、3月定例会議中における「令和6年度予算審査」のため設置

※議会脱炭素推進調査特別委員会は、6月定例会議中において、「脱炭素の推進に関する調査」を目的として設置し、設置期間は調査終了するまでとしています。



●下川町議会議場●

令和6年6月 発行

北海道下川町議会

〒098-1206

北海道上川郡下川町幸町63番地

Tel 01655-4-2511 / FAX 01655-4-2517

E-mail : s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp